

第22回法整備支援連絡会発言録

開会挨拶

田所嘉徳法務副大臣：

皆様こんにちは。法務副大臣の田所嘉徳です。第22回法整備支援連絡会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

世界各地の開発途上国に対し、法令の制定やその運用に必要な体制整備に関する支援を行う法制度整備支援は、開発途上国が、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく持続的成長の実現を目指すに際し、これに不可欠な基盤を形成するための自助努力を支援する、という大変重要な活動です。

我が国の法制度整備支援は、現地に専門家を派遣して、相手国の関係機関との対話・調整を進めながら、相手国の文化や歴史を尊重し、相手国の発展段階や社会の実情・ニーズに合わせた支援をしていること、また、支援活動の際には相手国のオーナーシップを最大限に尊重しているところに大きな特長があります。

また、法令の制定や改正にとどまらず、法制度が適切に運用されるための基盤整備、法曹人材の育成や法学教育、実務における個人や機関の能力強化までを広く支援の対象としている点も特長の一つであると言えます。このような我が国ならではの法制度整備支援は、相手国の発展に寄与し、相手国と我が国の間の良好な関係の強化にも資するものとして、他国の支援と異なる価値を有するものと考えております。

法務省は、JICAを始めとする関係者の皆様とともに、ベトナム社会主義共和国を皮切りに20年以上にわたり、この法制

度整備支援に取り組んできました。その中で、法務総合研究所に法制度整備支援の専門部署として国際協力部（ICD）を創設してから本年4月で20周年を迎えました。関係者の皆様におかれましては、ICDの活動に平素から多大なるご支援・ご協力をいただいておりますことを、ここに改めて深く感謝申し上げます。

開発途上国に対する法制度整備支援の重要性は、現在法務省が力を入れている、国際社会における法の支配の確立を目指す取組である「司法外交」の文脈でも、広く認識されています。そのような法制度整備支援に携わる関係者の、定期的な情報共有・意見交換の場である本連絡会の意義は非常に大きいと言えます。

今回の連絡会におきましては、「新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～」というテーマの下、今日の我が国の法制度整備支援の礎を築かれた森脇昭夫名古屋大学名誉教授を始めとする日本の法制度整備支援を支えてきた専門家が集い、これまでの軌跡を振り返り、新しい時代の法制度整備支援について協議が行われるものと承知しています。

今回の連絡会は、我が国の法制度整備支援を次のステップ、更なる発展へと高めるために非常に大きな重要な機会であると思っております。実りある議論に期待しております。

最後になりましたが、ご参集の皆様の更なるご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上富敏伸法務省法務総合研究所長：

法務総合研究所長の上富と申します。

まず、この昭島の会場までご足労いただきました皆様、そして、国内外からオンラインでご参加いただいている皆様には、心からの歓迎と御礼を申し上げます。

本日は、プログラムにもありますとおり、講演に続き、関係各方面からの活動報告、そしてパネルディスカッションが予定されておりますところ、これらのために、ご多忙中にもかかわらず、いろいろとご準備いただきました名古屋大学名誉教授の森嶋昭夫先生ほか関係者の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

また、本日のこの機会に、私ども法務総合研究所の国際協力部、ICDが今年で創部20周年を迎えましたことにつき、ラオス人民民主共和国最高人民裁判所副長官ブンクワン・タヴィサック様、東ティモール司法省法律諮問立法局長ネリーニョ・ヴィタル様、ベトナム社会主義共和国司法省元次官ディン・チュン・トゥン様から、お祝いのビデオメッセージを頂戴いたしております。お三方のお心遣いに深く感謝申し上げます。

昨年春からの1年間は、我が法務総合研究所にとっても、新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年でした。海外渡航もままならない状況で、ICDの活動についても大きな制約がありました。しかし、ICDでは、オンライン研修の積極的な活用やウェブミーティングの積み重ねなど、持続的な活動のための様々な努力を行ってまいりました。これらの活動を続ける中で蓄積した新たなノウハウは、新型コロナウイルス感染症の蔓延が収束し、海外との行き来が自由にできるようになった後も、より良

い支援を行うために大いに役立つものと確信しております。

先ほど、田所副大臣からも言及がありましたとおり、今回の法整備支援連絡会は、本年が法務省による法制度整備支援活動の中核を担ってきたICDの創立20周年という節目の年であることから、「新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～」というテーマを掲げ、これまでの軌跡を振り返るとともに、これからの法制度整備支援についての展望を協議することといたしました。

関係者の皆様におかれましても、コロナ禍の下での難しい状況の中、様々な工夫を凝らして活動を続けてこられたものと存じます。本日の活動報告では、併せて、そのような面においても有益な情報交換ができるものと期待しております。

そして、講演会、パネルディスカッションにおいては、まさにICD20周年を記念するにふさわしいお話をしていただける方々をお迎えいたしました。

我が国の法制度整備支援の黎明期から今日に至るまで、第一線において法制度整備支援の発展に尽くしてこられた森嶋昭夫名誉教授、鮎京正訓名誉教授をはじめとし、今日の法制度整備支援を支えるトップランナーの皆様が一堂に会する大変貴重な機会となっております。

これまでの我が国の法制度整備支援の歩みを振り返り、我が国の法制度整備支援が何を目指してきたのか、その時々でどのようにして困難を乗り越えてきたのかを振り返るとともに、これからの法制度整備支援の進むべき道について、活発なご議論をいただきたいと存じます。

この会場の皆様のみならず、国内外から

オンライン参加されている皆様にも、質問やコメントをお寄せいただくなどして、積極的に議論にご参加いただければ幸いです。

最後になりましたが、本法整備支援連絡会にご後援を賜りました最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センターの皆様にご心より感謝申し上げますとともに、本日もご参加いただいております皆様方のご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

中村俊之独立行政法人国際協力機構理事：

ただいまご紹介いただきましたJICA理事の中村でございます。

まず、本日の法整備支援連絡会にご参加の皆様及び開催にご尽力いただきました関係者の皆様へ、心より御礼を申し上げます。また、法務省法務総合研究所国際協力部、ICDの関係者の皆様へ、20年のご活躍に対してお祝い申し上げますとともに、その間の私どもに対するご厚誼に対して厚く御礼を申し上げます。

私どもJICAは、一人ひとりの暮らし、命、尊厳を守る「人間の安全保障」の実現をそのミッションの一つとしており、法整備支援は、このミッションを達成する上での大変重要な協力の一つと考えております。

昨今、新型コロナウイルスの流行の影響もあり、世界各地の情勢が流動化し、人々の暮らし、命、尊厳に対する脅威が高まる中、また、その過程で、「法の支配」や「民主主義」といった価値に対する支持が揺らぐようにも見える中、法整備支援は、

世界、日本にとって、今後益々重要な協力的分野となると考えております。

こうした法整備支援の今後のあり方について、本日、私どものかけがえのないパートナーでいらっしゃいますICDの設立20周年の機会を捉えて、皆様と一緒に議論できることを大変楽しみにしております。私どもとしましては、本日の議論は、中長期的な事業のあり方のみならず、より短期的な課題、例えば、今年3月の京都コンGRESのフォローアップや、来年チュニジアで開催が予定されている第8回アフリカ開発会議(TICAD8)に対する貢献策を考える上でも、非常に重要であると考えております。

さて、法整備支援が本格的に開始された1990年代後半から現在までを振り返りますと、支援対象国を取り巻く環境、そして課題は大きく変化していることを実感しております。

そのような中で、支援対象国のニーズに応えながら、SDGsや日本政府の重要政策の実現を達成するとともにそれを加速化させるためには、日本国内のステークホルダーの皆様の様々な取組とさらに連携を図り、大きな相乗効果を生み出していく必要があると認識しております。

そのためには、JICAとして、様々な国で展開している協力について、セクターごとに一定の共通性・方向性を持たせ、幅広い省の皆様にご方針をわかりやすくご説明し、ご賛同を得て、参加者の輪を広げていくことが不可欠と考えており、現在「クラスター」ないし「グローバル・アジェンダ」という概念の下で、重要なセクターについて方針の検討を進めているところでございます。

法整備支援におきましては、既に、法務省、最高裁、日本弁護士連合会、大学などを中心とする関係の皆様から多大なご協力をいただいているところではございますが、他のセクター同様、今後こうした方針の検討をさらに進め、これを土台としてさらなる協力関係の拡充・深化を目指していく所存でございます。そして例えば、「アジア・ビジネス・ロー・フォーラム」など関係の皆様が設立されたプラットフォームに貢献申し上げることはもちろんではございますが、JICA自ら、関係省庁、大学、弁護士事務所、企業等の幅広い関係者の皆様との連携のための場や機会を積極的にご提案していきたいと考えております。

本日は大学の関係者の皆様も数多くご参加いただいていると思います。皆様との関係におきましては、留学生受入事業におけるさらなる連携をお願いしたく考えております。既に名古屋大学に受け入れていただきました、ベトナムのロン司法大臣のような素晴らしい事例がございますが、JICAとしましては、＜日本と開発途上国の関係強化につながる、将来指導的立場につく可能性のある人材の育成をさらに進めること＞、また、＜そうした方々には、日本への留学に際して、欧米とは異なる日本の近代化の経験、戦後の援助実施国としての知見、さらには日本の民主主義を支える日本社会・市民の価値観等も学んでいただくこと＞が重要であると考え、数年前、理事長の北岡のイニシアチブの下、「JICA開発大学院連携プログラム」を立ち上げました。

このプログラムの下、各法整備支援プロジェクトとの連携を図った新たな留学生受

入事業も関係大学の皆様のご協力の下で進めているところではございますが、プログラムのさらなる拡充に向けたご協力を、この場をお借りしてお願い申し上げます。

ここで過去1年間を振り返りますと、新型コロナウイルスの影響がございました。そのような中でも、専門家や関係機関の皆様には遠隔での活動を積極的に推進していただきました。

また、新たな案件の形成につきましても、関係者の皆様にご協力をいただきながら、遠隔で進めることができました。この後お話になられる森畠先生にも、ベトナム側との度重なるオンライン協議にご参加いただき、お陰様で、無事、今年1月から新規案件を開始することができました。困難な状況下においても、パートナーである途上国の方々との信頼関係を維持することができ、関係の皆様にご改めて御礼を申し上げます。

法整備支援の現場において、対面でのコミュニケーションが大切であることは言うまでもありませんが、このような遠隔での協力の知見も活かし、「withコロナ」期のみならず「postコロナ」期においても、デジタル技術のさらなる活用における効果的な協力の可能性を皆様と一緒に考えてまいりたいと思っております。

本日、この場には日頃よりJICAの事業にご協力をいただいている関係者の皆様に多数ご出席いただいております。改めて日ごろの皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続きのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本日の連絡会の成功と今後の協力の深化を祈念し、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます

た。

ICD 20周年祝辞メッセージ

ブンクワン・タヴィサック ラオス人民民主共和国最高人民裁判所副長官：

ラオス法の支配発展促進プロジェクトの合同調整委員会を代表しまして、ICDが設立してから20周年を迎えられましたこと、そして、ICDの20年間における目覚ましいご成長及びご成果をお祝い申し上げます。

ご存知のとおり、ラオスと日本の両国民、両政府は長い期間にわたり、友好関係・協力関係を構築してきました。2020年末には、ラオス・日本外交関係樹立65周年をお祝いしました。日本政府、そして日本国民の皆様はラオスに対して、専門分野であるインフラ、教育、保健、法律など、様々な分野に対するご支援を多くのプロジェクトを通じて実施されてきました。法律分野に関しては、JICA法整備支援プロジェクトを通じて、ICDの皆様が支援活動をしてくださっています。ICDの皆様からは、この20年にわたり、ラオスに対する法律分野の支援活動をしていただいています。

活動を振り返ってみると、3つ時期に分けることができます。

最初の時期、2001年以前の時期では、民法、商法、教育研修に関する支援でした。

第2の時期、2001年から2006年は、共同の法整備プロジェクトが実施され、私も担当委員として参加させていただきました。この時期には、多数の手引書、教科書などが作成されました。

そして、第3の時期、2010年から現在まで法整備支援プロジェクトが継続的に実施されています。私も20年以上プロジェクトに関わり、ICDの皆様との活動を通じて、ICDと深い絆を築くことができ、光栄に思っています。

実は、ラオス最高裁判所は昔からICDとの交流がありました。例えば、2002年頃、大阪にあるICD施設の開所式に、当時のラオス最高裁判所長官も出席して、両組織の協力関係を深めました。私自身、今まで何度もICDで研修を受け、プロジェクト活動に関与してきました。ICD教官やスタッフの皆様から受けた温かいご歓迎への喜びと感謝の気持ちは言葉にできないほどです。私は2007年から2008年の間、名古屋大学に留学していたため、私のプロジェクト活動への参加は一時休止しましたが、実はその間でも、金曜日と土曜日になると、プロジェクト活動の準備のために、ICDに行き、名古屋大学の鮎京先生や、ICDの渡部様や森永様、その他多くの専門家の方々と一緒に研究などを行いました。2009年に留学を終えて帰国した後、2010年7月に法律人材育成強化プロジェクトが開始され、私もプロジェクトに参加し、その後、運営委員会として、現在は合同調整委員会としてプロジェクトに継続的に参加しています。このプロジェクト活動は、ラオスの法律、司法分野の発展に大きく貢献できるものと考えています。

私たちは20年間のプロジェクト活動からたくさんを学びましたが、大きく分けると、3つのことを得ることができたと私は思います。

第一に人材開発です。プロジェクト参加

者は、専門知識を向上させ、日本式の仕事のやり方及び業務計画の立て方を学ぶことができました。また、法律の研究や教科書の作成に関する知見を習得できました。さらには、発表や説明のスキルを身に付けることができました。

第二は、プロジェクトの成果物です。当プロジェクト活動により、法律関連の手引書、教科書、訴訟手続のチャート、パンフレットなどを作ることができました。これらの成果物は図書館、学校や関係機関などに配布され、教師、法律実務家や社会の人々に幅広く使われています。

第三は、社会の法令遵守意識の向上です。私たちは、プロジェクトの成果物を用いた普及活動を行い、社会の法令遵守意識の向上に貢献しています。この中でも、プロジェクトの最大の成果は、ラオス初の民法典が作られたことだと思います。ラオス民法典は、JICA、ICD及びラオスの法律家の共同作業により成し遂げた歴史的な成果と言えます。

この20年にわたるICDとの協力活動により得られた知識や経験は、ラオスにおける法曹養成、法制度の発展、ひいては法の支配の構築に大きく貢献できるものと思っています。今後も、JICA及びICDの皆様、そして先生方には、ラオスの法曹養成、法制度の発展に引き続きご支援やご協力をお願いいたします。合同調整委員会として、そして私個人として、JICAを通じて多大なご支援くださる日本政府、そして日本国民の皆様、法整備支援プロジェクトの主要な実施機関としてご支援くださるICD、そして、ラオスの法曹養成、法制度の発展に対する日本の先生方、専門家の皆様のご尽力に心より感謝申し上げ

げます。

最後になりますが、改めてICDの設立20周年を迎えられましたことをお慶び申し上げます。ICDのさらなるご成長、皆様のご健康とご活躍、ラオスと日本の友好関係の更なる発展を祈念して私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

ネリーニョ・ヴィタル 東ティモール民主共和国司法省法律諮問立法局長：

法務総合研究所国際協力部の森永部長を始めとする職員の皆様、本日ご参加されている皆様に、敬意をこめてご挨拶いたします。本日、ICDの20周年記念イベントに参加し、この様な重要なイベントで祝辞を述べさせていただきますのは、私にとって、大変、光栄なことです。

ICDは、東ティモール民主共和国、特に、司法省法律諮問立法局（DNAJL）にとって、重要なパートナーです。2009年に開始されたICDと法律諮問立法局における協働及び協力関係は、多くの成功をおさめ、今日まで良好に継続しています。これまでの協力により、法律諮問立法局は、東ティモール司法省の年間行動計画において、年間の法令起草目標を立て、毎年、これを達成してきました。また、ICDの協力により、当局は、国際刑事司法協力法、違法薬物取締法などを手がけてきました。他にも、共同研究の成果が多数あり、中でも、市民登録法や調停法については、現在、最終調整段階に入っていますし、弁護士会法は、国民議会にて審議中です。また、現在、起草中の土地財産関連法案には、不動産登記法案、地籍法案、コミュニティー不動産法案などがあり、こ

れらも、近いうちに、当局が閣議にて発表を行う予定です。

3, 4年前でしょうか、私がICDの本邦研修のため東京に赴いた際、これまでの協力について所感を述べる機会がありましたが、本日、もう一度、繰り返しお伝えしたいことがあります。私たちにとって、ICDの協力は、すなわち、ICDと法律諮問立法局の両者の関係が良い均衡を保っているという点において、唯一無二であり、大変、貴重な関係であるということです。私たちとの共同研究において、ICDは、関連する情報、知識、研究教材のすべてをサポートしていただきますが、研究主題の選択や立法についての決定は、いつも、私たち自身に委ね、私たち東ティモール国民自身に、自国の状況に沿った立法についての判断を行う機会を与えるという、とても美しく、素晴らしい関係です。

この様な関係の歩みの中で、法律諮問立法局の人材育成支援に多大な貢献をされてきた、森永部長を始めとするICDの皆様、法律諮問立法局長として、改めて、感謝申し上げます。私たちのこの関係が、今後も停滞することなく継続し、東ティモール人の法律家及び法律起草者の技術向上に寄与し続けますことを切に願っております。

本日、東ティモール司法省法律諮問立法局長として、また、個人として、ICD 20周年の記念をともに祝うことができ、大変幸せです。私たち一同、20年の経験を経て、ICDが今後さらに発展を続け、私たちやその他の人材育成及び組織開発支援が必要な国々の協働者として、より良い関係で歩み続けることができますことを、確信しております。

20周年、おめでとうございます！ありがとうございます。ありがとうございました。

ディン・チュン・トゥン ベトナム社会主義共和国司法省元次官：

日本国法務省法務総合研究所ICDの20周年記念イベント開催に際して、JICAに支援していただいているベトナムの法・司法分野のプロジェクトで一緒にお仕事をしたことのある皆様と、このようにしてお会いできて大変嬉しいです。ICDの20周年記念イベントにこのような形で協力できることを光栄に思います。

日越の法律分野での協力関係は、30年近くの期間が経過しました。そして、支援が始まった1993年・1994年から今日まで続いてきた日本とベトナムの協力関係は、日増しに強化されており、その質も高く、評価されつつあると理解しております。

これまでのJICAプロジェクトを通じた日本の法務省によるベトナムに対する技術支援のお陰により、ベトナムは、日本の専門家の貴重な経験を学んだ上で、司法省を始めとする政府機関において重要な法案を国会に提出することができました。ベトナムの重要法案の起草に際しては、日本の専門家の方々の多くの知見が役立っております。

専門家の貴重な経験を共有いただきながら、具体的には民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事判決執行法、企業破産法、国家賠償責任法などがベトナムの実情に合わせてカスタマイズされ、国会に提出されました。また、日本の支援はベトナムの法律・司法分野における職員の能力向上にも貢献しています。こうした技術支援の

お陰で、ベトナムは社会経済の発展のみならず、人民の人民による人民のための社会主義的法治国家の建設を実現することができました。

また、2020年には、日本の法務省とベトナム司法省との間で法律分野における協力の合意がなされ、2021年から2025年までのJICAの新規プロジェクトが正式に承認されました。

この合意は、今後両国がさらなる一步を踏み出すために重要なものと考えております。

これは、日越両国の友好関係の新たな発展を記念すべき節目でもあると思います。JICAプロジェクトが積み上げてきた実績を振り返り、日本のICDを始めとする日本国法務省のご尽力が大きなものであったと理解しております。特に、ICDが設立された2011年から今まで、皆様には、我々と密に連携し、ベトナム司法省や他の政府機関のさまざまなJICAの活動を大いにご支援いただきました。具体的には、ベトナムからの研修団が日本で行う本邦研修やJICAと連携したベトナム現地専門家などの選定と派遣、調査団のベトナムへの派遣、ベトナムの法・司法分野の指導者の訪日の対応などであり、これらの具体的な活動を通じて、ICDとの協力関係は深まってきました。

JICAの長期派遣専門家は、どなたも有能で責任感が強く、仕事以外の場面においても親切・勤勉であり、長期派遣専門家やICDの方々と共に仕事をできることは大変心強いです。専門家の皆様は、ベトナムのために仕事をしてくださっていますが、ご自身の国のお仕事のように努力していただいています。

ICDの設立20周年の折に、謹んで心からの感謝とお祝いの言葉をお届けしたいと思います。ICDのさらなるご成功をご祈念いたします。さらに、2021年から2025年までのプロジェクトの着実な遂行及びこの間の両国の法務大臣が合意された協力の実現のため、引き続き、皆様方には両国の架け橋の役割を担っていただければと思います。また、二国間の法・司法協力関係を新たな高みに引き上げ、ベトナムと日本、そしてアジアの平和と繁栄のための広範な戦略パートナーシップが促進されることを願います。

ありがとうございました！

第2部 活動報告

須田大ICD副部長：

ICDの活動報告をいたします。

スライドの2枚目をご覧ください。

ICDが関与する法制度整備支援の対象国や範囲は、年々拡大傾向にあります。ICDが創設された2001年当時は、ベトナム、カンボジア、ラオス等の5カ国でしたが、現在では、スライドのとおり、アジア地域の15カ国に及んでいます。ICDの法制度整備支援の業務は、JICAの技術協力案件に参加する形で行うものと、ICDが主導して行うものに、大別されています。これから、順に、前回の法整備支援連絡会以降のICDの活動についてご報告いたします。

スライドの3枚目をご覧ください。こちらのスライドには、ICDが、JICAの技術協力案件に協力する形で行った活動を記載しました。

ベトナムでは、新旧のプロジェクトの切

り替わりがありました。旧プロジェクトに関しましては、昨年2月と3月に、本邦研修を実施しました。今年1月からは、スライドに記載した新プロジェクトをスタートしており、法務省からは2名の長期専門家を派遣しています。初年度である今年は、プロジェクトで扱う重要課題を特定する活動を行っています。

カンボジアでは、スライド記載のプロジェクト活動を引き続き行っており、法務省からは、2名の長期専門家を派遣しています。ICDは、現地で実施されたワークショップにオンラインで参加するなどし、新型コロナウイルスの状況下でも現地活動を実質的にサポートしてきております。

ラオスのプロジェクトには、法務省から1名の長期専門家を派遣しています。スライド記載の活動を行っておりますが、このうち、民事判決書マニュアルは、十数年前にプロジェクト活動で作成した物であり、2012年の民訴法の改正を受け、改訂を行っています。ICDは、教官が現地で実施するセミナーやワーキンググループ活動にオンライン参加するなどして協力しております。

ミャンマーでは、スライドに記載したプロジェクトが実施されておりました。昨年8月、商標法の運用に関するウェブ形式のセミナーを行いました。今年1月には、調停人トレーニング研修をオンラインで開催しております。現在は、政情不安定な状況にありますため、プロジェクトが一時中断しております。

インドネシアでは、スライドに記載したプロジェクトが進行中で、法務省からは2名の長期専門家を派遣しています。新型コロナウイルスの影響により、長期専門家の

一時帰国期間が長くなったこともございましたが、今年度に入り専門家が現地に戻り、活動を再開しています。

バングラデシュです。昨年9月からは、調停制度と事件管理の強化を目的とした国別研修にICDが協力しています。昨年10月には、調停人養成トレーニングに関するオンラインセミナーを、昨年11月と今年3月には、民事訴訟の遅延解消に関するオンラインワークショップを実施しました。また、調停に関しては、オンデマンド教材を作成しました。

最後に、スリランカに関しては、刑事訴訟の遅延解消に向けた実務改善の国別研修として、今年3月、4月に、オンラインで研修を実施しました。

スライドの4枚目をご覧ください。こちらのスライドは、ICDが主導して行った活動について記載しております。

東ティモールでは、スライドに記載した活動として、昨年11月に不動産登記法に関するオンラインセミナーを実施しました。今年、1月及び2月に不動産登記法や土地の紛争解決に関して、3月には土地関連法に関してオンラインセミナーを実施しました。

ウズベキスタンに関しては、行政手続法等に関する共同研究や、犯罪白書作成支援などを行っています。犯罪白書作成支援では、犯罪白書を作成している法務総合研究所研究部の協力も得て内容の濃い支援を行っております。

モンゴルでは、現在、商法典を起草中であり、ICDでは、商取引に関する法律整備のための共同研究を行ってきました。つい先日の5月には、商法典起草の中核メン

バーを含むモンゴル国立大学の教授陣を対象に、オンラインセミナーを実施しました。

ネパールに関しては、最高裁判所や国家司法学院との共催によるセミナーを実施しました。国際私法、不法行為、過失犯、公判前整理手続など民事・刑事の両分野のテーマで、昨年12月、今年3月にそれぞれオンラインセミナーを行いました。

ミャンマーでは、土地登録法制に関する共同研究を引き続き実施しており、昨年12月にオンラインで研究事業を行いました。また、知的財産分野の行政取締りに関するセミナーも今年1月に行っています。

ラオスに関しては、国立司法研修所と法務総合研究所の協力覚書に基づく活動を行っており、今年3月に、未遂犯や量刑をテーマとした刑事分野のオンラインセミナーを実施しました。現在、次回のセミナーを準備中です。

最後に、カンボジアですが、王立司法学院と法務総合研究所の協力覚書に基づき、教育体制強化に向けた共同活動を計画中です。新型コロナウイルスの影響でセミナーの実施が延期になっておりますが、早期の実現を目指しています。

スライドの5枚目をご覧ください。その他の活動について報告します。

法整備支援へのいざないは、学生、司法修習生、若手の法曹や研究者に、法制度整備支援の魅力を伝え、いざなうイベントです。名古屋大学や慶應大学が行うイベントと連携して実施しています。昨年は、11月にオンラインで実施し、長期専門家経験者、現役の長期派遣専門家、JICA職員の方からの講演、参加者とのディスカッションを行い、法制度整備支援の魅力や、

関わり方を紹介しました。

国際協力人材育成研修ですが、これは、法務・検察の職員を対象とし、法制度整備支援に携わる人材の育成を目的とした研修事業で2009年から毎年1回実施しています。この研修の参加者には、その後、実際にICD教官として活躍し、中には長期専門家として国外に派遣される者もおり、この分野の重要な人材育成事業となっております。昨年は11月にオンラインで実施しました。

アジア・太平洋法制研究会ですが、これは、ICCLCとの共催で関西を中心として行っています。1996年から長く続けている活動です。第10回の研究会は、関西に拠点を置く弁護士、学者、企業法務担当者の方々に委員を務めていただき、ジョイントベンチャー契約をテーマに、ベトナム等4カ国を研究対象として実施し、今年3月には、オンライン形式でシンポジウムを開催し、参加者約130名の盛況な会議を行いました。

6枚目のスライドをご覧ください。2020年2月以降は、新型コロナウイルスの影響を受け、従前は、直接参加形式のみで行っていたイベントや活動を、やむなくWeb会議システムを活用しオンラインにて行いました。オンライン参加の採用により、遠隔地の方など直接参加形式では参加できなかった方々にも参加していただきましたし、海外からの参加も可能となりました。オンライン形式には、このような利点がございます。

他方で、直接参加形式には、面前で行うインパクト、参加者同士の密な協議、人間関係の醸成といった利点があるので、今後、コロナ収束となった場合、直接参加と

オンラインとの併用で行うことが必要だと考えております。特に、共同研究や本邦研修といった事業は、来日していただき、日本の関係者と密な協議や意見交換を行うとともに、関係機関への訪問・見学などを通じて効果的な事業を実施できるため、やはりオンラインだけでは足りないと言わざるを得ません。早く、コロナが収束することが望まれます。

7枚目のスライドをご覧ください。ご存知の方も多いと思いますが、2021年3月には、第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都 kongress が開催されました。ICDは、JICAとの共催で、スライドに記載した2つのサイドイベントを実施し、いずれのイベントも盛況に行うことができました。

最後のスライドをお願いします。2020年2月以降におけるICDの主な活動について報告させていただきました。これらの活動に関して、関係者の皆様方のお力添えを賜りましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。今後も、引き続き、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

入江淳子国連アジア極東犯罪防止研修所次長：

国連アジア極東犯罪防止研修所UNAFEI次長の入江と申します。今日はよろしく願いいたします。私からは、UNAFEI又はアジ研というふうには呼ばれておりますが、この業務のご説明と活動報告を行いたいと思います。UNAFEIの業務を簡単に説明させていただきます。UNAFEIは国連との1961年の協定により、1962年に設立された機関です。国連の

政策の実現を図る犯罪防止・刑事司法プログラムネットワーク機関(PNI)の1つでございまして、世界にUNODCのほか18機関ある機関のうちの1つです。PNIでございまして、国連犯罪防止・刑事司法会議、いわゆる kongress、それから毎年行われます国連犯罪防止・刑事司法委員会、コミッションと呼ばれておりますが、これへの参加と貢献、それから国連の犯罪防止刑事司法分野の重要関心事項に配慮した研修活動等を行うことが求められております。そこでUNAFEIはODA予算、主にJICAの予算でやらせていただいておりますが、これにより途上国の刑事司法実務家の能力向上のための支援を主に行っております。

組織について簡単に説明いたしますと、所長に関しましては、国連承認人事となっております。また、教官は検事、裁判官、矯正、保護など刑事司法のあらゆる分野から集まっております。

UNAFEIの活動は主に研修でございまして、通常は、JICAの予算で行っております国際研修というのがUNAFEIの活動の柱となっております。スライドに書かれておりますように、刑事司法、犯罪者処遇、高官セミナー、汚職防止に関しまして、それぞれ本邦に研修員を招へいしての1か月を超える研修、これが柱となる活動でございまして。その他ASEAN地域の汚職防止に特化した地域別研修や、UNODCと共同でバイの国別研修なども行っております。

それでは昨年度、令和2年度の活動についてご報告いたします。令和2年度はコロナの影響でJICAによる招へいができなくなりましたため、先ほど申しまし

た、いわゆる四大研修は実施見送りとなってしまいました。一方、法務省の予算で行ってありました地域別研修、東南アジアの汚職防止に特化したグッドガバナンスセミナーに関しましては、全面オンラインで実施いたしました。さらに国別研修といたしましては、ネパールにつきましては、起訴猶予や量刑理論、保護観察について、東ティモール、フィリピン、カンボジアについては、主に被収容者のアセスメント、それから社会内処遇などについてオンラインセミナーを実施するとともに、eラーニングの教材を作ったり、活用できる資料を現地語に翻訳するなどの活動を行いました。

その他、去年はUNAFEIの卒業生であるアラムナイ向けに3回のウェビナーを実施いたしました。国際研修のフォローアップ、それから近時の刑事司法における課題、主にコロナ対策について、卒業生と情報交換を行いました。ウェビナー3回のうち最初の2回はコロナ対策の課題と対応をテーマとして実施しまして、1回目は犯罪者処遇を中心に議論し、2回目は捜査公判分野に焦点を置いて議論をいたしました。3回目に関しましては、京都 kongress の直前で行ったので、「再犯防止、京都 kongress への展望およびその先へ」というようなテーマでウェビナーを行いました。合計3回のウェビナーで延べ270名の参加者がございまして、アラムナイネットワークの強化に役立ったというふうに考えております。

さらに先ほど申しましたとおり、四大研修が実施できなかったために、UNAFEIは昨年度調査・研究の方に力を入れました。今スライドの上の方に出ておりますのが、UNAFEIの支援対象国の刑事司法

及び犯罪者処遇制度についてまとめた冊子でございまして、カンボジア、ケニア、ミャンマー、ネパール、ベトナムに関して、主にUNAFEIが支援している分野についての刑事司法制度をまとめたものでございます。また下の方にありますのが東南アジア諸国の汚職防止法制でございまして、これはASEAN10カ国に加えまして、東ティモールの主に刑事司法分野の汚職防止法制をまとめたものでございます。このスライドでは、この本のボリュームをお伝えすることができないのですが、上の方の本は150ページ、下の方の本は約240ページに及ぶかなりの力作でございまして、UNAFEIのホームページから内容をダウンロードできますので、皆様何か必要な時はアジ研のホームページからダウンロードしてご活用いただければ嬉しく思います。

UNAFEIの国際研修の今後のテーマでございまして。令和3年度と令和4年度、上から刑事司法、真ん中が犯罪者処遇で3番目が高官セミナーの主題になっております。この主題は毎年変わるものでございまして、令和3年度と令和4年度分がここにあります。令和3年度も対面研修の見通しは立っておりませんが、対面研修ができない場合も全面オンライン研修として実施することにしております。そのために本来対面研修であるものを全面オンライン研修にするべく、すべてデザインをし直してございまして、今はその作業で大変です。

さらにUNAFEIの昨年度の大きな活動の1つとして京都 kongress がございまして。京都 kongress は今年の3月7日から12日まで約6日間にわたって開催されま

した。 kongressには政策などを議論するメインの全体会合と実務家研究会の性格を持つワークショップ、全体委員会というふうに訳されておりますが、これがございまして、ワークショップはPNIが運営することになっております。UNAFEIは、再犯防止に関するワークショップを運営いたしました。その他アンシラリーミーティングというふうに書いてありますけれども、先ほどICDが発表したサイドイベントと同じ趣旨でございます。これに関しましては、UNAFEIも2つ行っております。

これが京都 kongressで行いましたワークショップ2の風景でございます。ワークショップは4つございましたが、そのうちUNAFEIは、「再犯防止、リスクの特定とその解決策」というワークショップ2を運営いたしました。同ワークショップでは、3本の柱、いわゆる「刑務所環境の整備」、それから「社会内における処遇・介入等のアプローチ」、そして「マルチステークホルダーによる多角的アプローチ」、この3つを柱にして再犯防止を議論いたしました。このワークショップの成果として、再犯防止に特化した国連準則を策定すべしというような勧告が出まして、これは全体会合にも報告されてレポートとして採択されました。

時間の関係がありますので、サイドイベントについては写真を見ていただくのがほとんどになってしまいますが、こちらがTIJ (Thailand Institute of Justice) と共催しました女性犯罪者処遇に関するサイドイベントでございます。

こちらはUNAFEIの同窓会、アラムナイ同窓会のサイドイベントでございます。

す。

こちらは展示ブースの写真です。今回ハイブリッドでしたので、リアル展示とバーチャル展示を行いました。こちらはリアル展示の写真となっております。

京都 kongressは終わりましたけれども、ポスト kongressの活動ということで、京都 kongressで採択されました京都宣言のフォローアップに今後UNAFEIも努力してまいります。特に先ほどワークショップ2の勧告で出たと申しました、再犯防止に関する国連準則の策定に関しましては、5月に行われたコミッションでもそれを視野に入れた専門家会合を開く決議案が採択されました。UNAFEIといたしましては、今後国連準則策定に積極的に関与していくつもりでございます。さらに官房国際課が主催とはなりますが、アジア地域の国際協力プラットフォームやユースフォーラムにもUNAFEIとしては積極的に参加して京都 kongressのフォローアップに努めてまいりたいと思っております。駆け足となりましたが、私からは以上でございます。

**小林洋輔 JICAガバナンス・平和構築部
ガバナンスグループ法・司法チーム参事役
兼課長：**

ただいまご紹介に預かりましたJICAの小林でございます。まずは共催機関の一員として本日もご参加くださっています皆様には厚く御礼申し上げます。また、これからご説明する内容は本日もご参加されている方々を含む関係機関の皆様の多大なご協力のもとで実現したものでございます。時間の関係で、発表の中でお一人お一人のお名前の言及は差し控えさせていただきます。

が、この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。

本日は、大きく私ども J I C A の 2020 年度の活動報告と 2021 年度の計画についてお話しをさせていただきます。まずは 2020 年度の活動報告につきまして、全体状況といくつか特記すべき点についてご紹介いたします。

(スライド表示) こちらの地図は、私どもが 2020 年度に新たに実施、または継続した案件を地図に落とししたものです。これまでのご報告と重なりますので、ご説明は割愛させていただきます。

今お示したような国々を対象に案件を実施したわけですが、全体として、皆様ご承知のコロナ、これを受けた渡航制限などの関係で活動は大きな影響を受けました。

先ほど I C D 様からも言及がございましたが、20 人以上の専門家の方々が現地でも活動して下さっている中、コロナの影響で一時期そのほとんどが帰国され、又は新たに派遣されるべき方が現地に行けない期間が続き、長い方ですとその期間が 1 年以上にわたりました。一部まだ現地に戻れていない方もいらっしゃいます。そうした中、長期専門家の皆様には多大なご負担をおかけしてしまっておりますが、何とかそうした中でも日本と現地をオンラインで繋いで遠隔で各種活動を実施いただき、事業を前に進めていただくことができました。

また、途上国の方々に日本に来ていただいて、日本の講師の方から、日本の知見・経験を学んでいただく「本邦研修」と言われる活動につきましても、コロナの影響により、これまでとおりに日本に来ていただく

形では実施できませんでした。しかし、関係の皆様にご多大なご協力いただき、こちらにお示ししているようなものなどにつきまして、オンラインで実施したり、それに向けたデジタル教材の製作を進めたりすることができました。

こちらの画像、下の段はバングラデシュと繋いで実施したロールプレイを交えた調停人研修の様子で、上の段にございますのは、その経験なども活かして作成された調停ビデオ教材の一部の写真でございます。

また、私どもが新たな案件を開始する際には、案件が日本政府により採択された後、調査団として現地に入り、そこで相手国と集中的に議論を行って、案件の計画の詳細に合意するのですが、2020 年度はそうした調査団の派遣もできませんでした。そこで、ベトナムやインドネシアの案件について、調査団の派遣に変えて、オンライン会議での協議を重ねました。皆様のお陰様で無事計画どおりの開始が実現、または実現予定でございます。

ここからは 2020 年度の実績のうち、特記すべきものをいくつかご紹介いたします。

まずはベトナムにおける関係機関との連携ということで、日弁連様、ベトナム日本商工会議所様、国際民商事法センター様が、ベトナム弁護士連合会、ベトナム国際商事弁護士クラブと投資ビジネスの活性化に向けて、渉外分野での日本ベトナムの弁護士交流を図るセミナーを開催された事例でございます。私ども J I C A は触媒的な役割に過ぎませんでしたけれども、午前中の中村の挨拶にもございましたとおり、J I C A の案件だけで成しえることは限られているなか、このように色々な機関の方々

と連携したり、機関同士の連携のお手伝いをしたりする、そういった場面をどんどん増やして行きたいというふうに考えているところでございます。

こちらの写真はその時の様子でございます。

同じような観点からの取り組みでございますが、これまでも大学関係の皆様には留学生受入れ事業で大変お世話になっておりましたが、2020年度ラオスを対象に現地でのプロジェクト活動と、日本の大学における法学教育の連携をより意識した留学生プログラムを慶應義塾大学様のご協力のもと開始いたしました。2021年度はラオスに加え、ベトナムにつきましても、こちらは名古屋大学様のご協力になります。同様のプログラムを実施予定でございます。来年度以降はさらに対象国を増やしていく計画となっております。より幅広い大学関係者の皆様のご協力をいただきたく考えているところでございます。

その他、2020年度の特記すべきトピックといたしまして、日本政府のODA終了の方針を受けた対中国法整備支援の終了でございます。これでODAとしての法整備支援は1つの区切りを迎えましたが、これまで長期専門家の方々や、日本の関係機関、先生方が中国全人代と築いてくださった信頼関係を土台として、ODAに拠らない、新たなパートナーシップ、交流のあり方を今後考えていく所存でございます。

その他、少し毛色の違うお話といたしまして、2020年度はこれまで以上に裁判所のバックログ解消に向けた活動がございました。特にスリランカにつきましては、ICD様のご協力により、刑事訴訟におけ

ます公判前整理手続に関する法案作りに先立つ時機を得た有用なインプットができました。

京都コンGRESSにつきましても、すでに報告ございましたけれどもICD様に全面的にリードをいただきまして、司法アクセスに関するサイドイベントを共催させていただいたり、また、コンGRESSのフォローアップ、ポストコンGRESSを意識した新たな研修の立ち上げ準備につきまして、UNA FEI様のご協力をいただいたりしたところでございます。

こちらは本日お越しいただいていらっしゃいます多くの方にご協力いただき出版した書籍「世界を変える日本式『法づくり』」の英文版の発刊についてのご報告です。ご関心がございましたら、英訳出版を下さいました出版文化産業振興財団様のURLからご案内をご覧いただけますと幸いに存じます。

最後はこれからスライド4枚で2021年度の計画についてご紹介いたします。まずは引き続きコロナの影響下にある中、オンライン中心で研修を進める、新たな案件形成を進める、そういった活動を継続する計画であります。また、コロナを受けた相手国の新たなニーズを見据え、協力の手法のみならず、協力の中身におきましても、デジタル技術の活用、例えば司法アクセスの改善のための弁護士マッチングアプリの活用に関する調査などにも取り組んでいきます。

また、関係機関との連携強化ですが、これまで述べさせていただいたようなことをさらに広げていく、強化していく、そういったことを考えております。

こちらが最後のスライドになります。ま

ず最初の点、戦略性強化でございますけれども、今朝、中村が申し上げました、法整備支援全体における一定の共通性・方向性のようなもの、クラスターないしグローバル・アジェンダという概念の下で、私どもなりの考えをまとめていき、これを軸により多くの方々と共通の意識の下で連携強化を進めていきたいというふうに考えております。先ほどチャット欄に「永遠に法整備支援をやるつもりですか」というようなご質問が入っているのを拝見いたしましたけれども、自助努力を理念とする日本の開発協力ですらいつまで支援をするのかといった事につきましても、私どもだけで答えが出せるものでは決してございませんが、しっかりと答えられるようにはしていかなくてはならないというふうに考えております。次に、アフリカです。来年、第8回アフリカ開発会議が開催されます。これに貢献することを念頭に、アフリカでの新たな案件の実施の可能性について、調査を通じて検証していきます。また、外交政策上、自由で開かれたインド太平洋などの観点からASEANとの更なる連携の必要性が求められる中、国際公法や刑事司法の研修にASEAN事務局からも参加いただくようなことも計画しております。そして最後にビジネスと人権でございます。後ほどこの分野の第一人者でいらっしゃるジェトロアジア経済研究所の山田グループ長が詳しくお話になられるかと思っておりますので、私がお話するのは憚られるのですが、私どもにとりまして大変重要な課題ですので、あえて触れさせていただきます。ビジネスと人権は私どもJICAが重視する人間の安全保障、一人一人が尊厳を持って生きることができる世界の実現の観点から大変重要な

テーマであり、今後より力を入れて取り組んでいきたいと考えている分野です。奇しくも今日は児童労働反対世界デーですが、例えば日本企業を含むサプライチェーン上に存在する児童労働の問題、これをどうやったらなくしていけるのか、一昨日のILOユニセフの発表では、2020年初頭時点で2016年より800万人も多い1.6億人もの子供たちが児童労働に従事していたといわれています。また、国内に目を向けたときに存在する技能実習生などの外国人を受け入れに伴う人権の問題、こうした問題はコロナでますます深刻化していると言われております。日本の繁栄の裏にあるこうした不都合な事実から目を背けずに、これに正面から取り組まなくては、開発協力大綱が開発協力の目的として掲げる国際社会の平和と安定及び繁栄の確保はありえないと考えております。日本政府が昨年10月に発表したビジネスと人権に関する行動計画におきましても、こうした問題への解決の方策の1つとして法整備支援が挙げられていますが、私どもは法整備支援その他の支援を通じて、具体的にどのような事ができるかを検討するための準備を進めています。いずれにせよ、こうした問題に対処する上では、今日初めてこの種の会合にいらして下さっている企業、弁護士、学生、一般市民の方々などを含めて、これまで法整備支援に直接関わってこなかった方々との、新たな連携、これまで法整備支援で取ってこなかったようなアプローチ、こういったものが重要になると考えております。コロナでいろいろなものがこれまでどおりにはいかない状況ですが、これをこれまでのやり方を見直すチャンスと捉え、向こう10年の間に、途上国の

方々、特に脆弱な立場にある方々の置かれた状況を、より効果的に改善していくためにどうしたらよいかという基本に立ち返って、これまでの前例にとらわれずに考えていく、また、そのための準備、実行していく、先ほど森脇先生がおっしゃった、官僚的・先例主義的な思想を廃していく、これがJICAの法整備支援、さらにJICA全体の2021年度の計画の最大のポイントであり、最大の挑戦であるというふうに考えております。ご清聴どうもありがとうございました。

大野恒太郎公益財団法人国際民商事法センター理事長：

公益財団法人国際民商事法センター理事長の大野です。

当財団は、1996年、アジア諸国に対する法整備支援事業を民間の立場から協力することと、アジア諸国の法制度や運用について相互理解を深めること、この2つを目的として設立され、2013年公益財団法人となりました。したがって、その沿革は国際協力部よりも少し古いこととなります。

現在会員として、アジアで事業を展開する企業を中心に、国際法務を営む法律事務所等約70組織を擁しております。財団の業務は、大きく言って、法整備支援活動とアジア諸国のビジネス法制やその運用に関する研究活動の二つから成っております。順に説明いたします。

一つ目の柱は、国際協力機構（JICA）の委託を受け、法務総合研究所国際協力部等が行う法整備支援活動に協力し、これを側面から支援することです。具体的には、学者、弁護士等から成る国内支援委員

会の運営管理や支援対象国から政府・法曹関係者を日本に招へいして実施する研修事業の準備等を行い、来日した研修員と日本側関係者との交流を進めるため懇談会を主催してきました。そして、財団は、こうした活動を評価され、2016年JICA理事長に表彰されたことに続き、2017年には外務大臣表彰を受けました。2019年には、支援対象国の当局者に日本の企業や実務家の側の問題意識を伝え、これを法整備の際の参考にしてもらうため、研修で来日したインドネシア当局者と会員企業や弁護士との意見交換会を実施するなどしました。2020年度は、コロナ感染拡大により国内で実施する研修が取りやめになったことに伴い、来日研修員との懇談会は行われませんでした。オンラインでの会議や研修実施のため、インフラ整備や研修教材制作関連業務に取り組み、今年度もこれを継続することとしております。また、法整備支援に関連して、その担い手を育成するため、先ほど協力部からご説明がありましたとおり、2010年から関係機関と連携して、法整備支援のいざない等のイベントを開催しており、昨年度はオンライン方式によってこれを実施しました。

財団の業務の二つ目の柱は、アジア諸国のビジネス法制やその運用に関する研究活動です。その目的は、研究会等を通じて、我が国と各国との間で相互の法制や運用についての理解を深め、それらの向上を図ることにあります。財団は、近年におけるアジア経済の目覚ましい発展に対応して、日本企業のビジネスにも直結する民商事法についての理解を深めるという観点から、様々な形で、シンポジウム、研究会等を実施しています。国際的な研究会としては、

1996年の財団創設以来、中国国家発展改革委員会と共催してきた日中民商事法セミナーがあります。当初は基本法についての意見交換が中心でしたが、その後の中国経済や法制の急速な進展を受け、現在は、例えば、官民パートナーシップ、外資規制、知的財産の保護等、より実務的な問題についての議論を中心とするようになり、併せて経済問題も取り上げるようになりました。また、日韓パートナーシップ共同研究は、1999年以降登記を中心に実務的な検討を重ねてきました。最近では、韓国におけるIT化が、不動産登記、商業登記だけではなく、裁判実務、戸籍等にも広く及んでいることに大いに目を開かれています。もっとも、これらの国際的な共同研究は、昨年度はコロナ禍のため延期を余儀なくされました。一方、国内の研究会について、その一、二例を紹介いたしますと、1996年以降、これも先ほど国際協力部の方からお話がありましたが、関西の学者実務家に委託して行っているアジア・太平洋民商事比較法制研究があります。最近では、2018年からASEAN諸国の合弁会社法制についての研究を進め、この3月オンライン方式で海外の専門家の参加も得て研究成果に関するシンポジウムを開催しました。また、昨年1月、財団役員が日本ローエーシア友好協会とアジア・ビジネス・ロー・フォーラム（ABLF）というプラットフォームを立ち上げました。このプラットフォームは、コロナ対応やリーガルテック等アジア法をめぐる最先端の問題をテーマに、昨年度は3回にわたってオンライン方式による研究会を開催しており、財団もこれを共催しています。

このように、当財団は、民間の機関であ

るという身軽さ・柔軟さを活かしながら、関係する政府・公的諸機関、弁護士会、大学、会員企業等を結ぶいわば要（かなめ）として、これらの機関等と連携協力しながら、その事業を展開しています。

また、財団は、公益財団法人としての立ち位置から、できるだけその活動が社会経済のお役に立つよう、情報の積極的な公開を心掛けています。そして、先ほど申し上げた各種のシンポジウムや研究会での意見交換や配布資料につきましては、過去のものにも遡って、財団のウェブサイトでもどこからでも参照することができるようになっておりますので、是非ご活用をお願いします。

今後とも、皆様には当財団の活動に対する格別のご理解とご支援をお願い申し上げます。ありがとうございました。

藤本亮名古屋大学法政国際教育協力研究センター長：

藤本でございます。スライドを用意してありますので、そちらをシェアして進めさせていただきますと思います。名古屋大学法政国際教育協力研究センター、長い名前ですが、通称CALE（Center for Asian Legal Exchange）と呼んでおります。日本語と英語が一致しないのは、このセンターの前身組織の英語名をそのまま引き継いでいるからです。私はセンター長を務めさせていただいて今年度で3年目となります。元々は法と社会研究、Socio-legal studiesが専門ですが、名古屋大学に奉職しましてから、このような国際業務ということにも積極的に取り組んできたところです。

このセンター自体は、2002年に文部科学省令に基づき、法学分野の国際協力を

推進するセンターとして設立されたものでして、法整備支援事業を大学という立場で教育を中心に行うということを目的しております。現在では、アジア諸国に対する法整備支援研究に関する国内屈指のグローバルネットワークの拠点といえるかなというところまで到達しました。

役割といたしましては3つの柱があります。この3つの柱と言いますのは、まず1つはこのアジア法研究であり、また法整備支援への研究ということになるかと思えます。ただ、もちろん、この法律学の世界では特定のエリアスタディーズ、特定の国の研究自体も大変重要ですが、やはりそれを越えたところで、法の支配や国際的な人権などの国の枠組みを越えたグローバルな観点での研究が必要です。また、法律自体も国家法を超えてトランスナショナルな法といったような観点での研究も進んでおりますので、必ずしも、アジアの特定国の法律学研究だけをやっているというよりは、むしろそこから世界に開かれた研究を今後展開していこうとしているところです。2つ目、3つ目です。これは大学としてのまさに社会的な役割を果たすべく立てられている役割です。2つ目は、法学教育の支援ですので、現地へ赴きまた留学生を受け入れる形で、それぞれの国の法律を自ら作り運用できる人材を育成していくということです。3つ目は、今度は日本国内の学生を対象に、アジアに目を向けて、その法律や社会に精通し、またその発展に貢献するグローバルなリーダーを育成していくという柱です。

そのうちの1つ、私どものセンターが名古屋大学の法学研究科とともに展開しておりますのが、この日本法教育研究センター

です。2005年に最初のセンターがウズベキスタンに設置されてから、すでに16年の歴史を持っております。このプログラム自体が大変ユニークなのは、現地のトップ校の優秀な学生の中から希望者を募り、選抜をしてこの課程に入学を認めます。彼ら彼女らは現地の法学部の授業を4年ないし5年受けるのと並行して、いわばカリキュラム外、あるいはマイナーとして、このプログラムを受講することになります。その中では、1年生では日本語を集中的に学習し、2年生、3年生ぐらいに進むにつれまして、徐々に、日本の社会の歴史や社会の仕組みについての勉強に始まり、2年生の後半からは、日本法の入門科目を日本語で学ぶということの特徴としております。どれくらいできるようになるのかということですが、もちろん学生のレポートですけれども、3年次の修了時点では、日本語で法律学の専門論文を学部生が書けるようにするという形で進めております。ですので、かなりインテンシブな教育をしております。ですから1年生で入ってきた学生で3年生の終わりまでサバイバルする学生というのはかなり減っておりますが、これをいかに拡大していくかということが私どもの課題です。また、修了生につきましては、名古屋大学への留学と書いていますが、名古屋大学だけではございません。2017年に、このCJLというリソースを日本の大学の全体で活用できるようにということで、日本法教育研究センターコンソーシアムというものを立ち上げています。名古屋大学の拠点が右に並んでいるところにありますけど、この中の現在では4大学で日本語による日本法教育プログラムを展開しているところです。これらの修了

生が奨学金も得て、日本の各地の大学に留学してくるわけですが、修了してすぐ留学するだけではないというところが1つ注意する必要があるかと思います。もう1つは名古屋大学だけではなく、このコンソーシアムのメンバーである大学、あるいはコンソーシアムとは別の大学に留学してくる学生も多数いるということです。最も成功した1つの例だけ申します。2010年度のウズベキスタンのタシケント国立法科大学でのこのプログラムの修了生10数名を追ったのですが、このほとんどが日本に留学をして学位を取って帰国したり、そのまま日本で就職をしたりしております。彼らはこのCJLの修了生です。このほとんどというのは、同時に10人がいっぺんに留学してきたわけではありません。修了してから留学してきた者、卒業して直後に留学してきた者、また2、3年、現地で弁護士あるいは政府の職員としてキャリアを積みながら、また奨学金を得るチャンスなどを見つけて留学してきた者、そして現地の司法省で10年近く働いてから、今度は英語コースで留学してきた学生などもおります。このようにこのセンターは端的に、その修了生がその後現地でキャリアを積む中でも、ここでのつながりを活かして、私どもの提供する教育、日本の法学教育を受けるチャンスを与える1つの窓口として機能しているということがいえると思います。

では、昨年度から今年にかけての研究活動を中心に、本日はご紹介したいと思えます。これまでのご報告でもありましたように、移動制約が大変でしたので、ほとんどはオンラインでの展開となりました。皆さんがおっしゃったのと同じですが、参加者を集めるのが、逆に楽だった面もありま

す。ただ、もちろん対面ではないので、密な関係を作るということは中々難しかったのですが、これまでにないペースで様々な講演会やシンポジウム、ワークショップを開催することができました。その結果、これらの一連のイベントで何回も会うというようなことができたというのは良かったと思います。ただその場合、通信インフラについても、未整備な地域からのアクセスしてくる場合等がありますので、これは授業の話ですが、学生が隔離で実家に帰り、その結果として、リモート授業が中々受けられないということもありました。

国際シンポジウムの例を一覧で入れておりますが、タシケント法科大学と共催したもの、それからヨーロッパ、それからオーストラリア、タシケントの各機関と共催したものなどがあります。また、名古屋大学がイニシアチブを取ったプログラムとしては、ワークショップシリーズと呼ばれるものの2つがあります。

また、CALEでは、外国人研究員を毎年受け入れております。これはコロナの直前に来られた方々ばかりですが、彼ら彼女らによるレクチャーというのを行いました。左はカンボジアの憲法裁判所の職員の方。この方は現在、名古屋大学の博士課程にリモートのプログラムで参加しています。右側はドイツの東洋法研究者です。

また、今年から様々な講演会活動にシリーズ名を付けまして、体系的に展開するというを行っております。ここでは、「日本の法整備支援の今」と題するシリーズを昨年の9月から5回にわたり展開いたしました。本日もご参加されております森永様、森島先生、鮎京先生などにもご講演いただいたところです。

アジア法整備支援の特別講座というのはご覧のように展開しております。これは学生を対象として展開したものです。

その他に、日本法教育研究センターには、弁護士の方あるいは大学院生の方を中心に、2年間にわたり講師として派遣しておりますので、その方々がその後どういうキャリアを取っているかというイベントを昨年の12月に開催いたしました。また、ミャンマーの政変を受けまして、特別講座というのも今年の3月に開いたところです。次、お願いします。

ご覧のようにディスカッションペーパーも発表しております。

CAL Eのニュースレターも発行しております。ディスカッションペーパーとCAL Eニュースレターは、CAL Eのウェブページからダウンロードができます。

教育人材育成の展望ですが、やはりこの博士号取得研究者、留学生を中心に、現地の教育担当者を育成し、「日本語による日本法教育」の自立化を進めていくことを課題としております。研究面では、様々な研究プロジェクト、教育プロジェクトを展開しておりますので、これを系統的に整理し、連携させ合うということが大事になりますし、また、帰国した留学生たちを中心に、こういう研究ネットワークに参加してもらおうということを重視しております。

したがって、CAL Eの今後の課題といたしましては、やはりハブ機能をしっかりとしていきたいと考えております。ここに書いてあるとおりですが、専門職として帰国留学生たちは活動しておりますので、そのカウンターパートの日本側の裁判所、法務省、弁護士会等々、連携した交流をしっかりとできるようにしていきたいと

考えています。また、2つ目として、留学生そして帰国留学生中心ではありますが、さらに国際的な学会等にどんどん参加させたいというふうに考えておりますし、CAL E自体もこのような国際ネットワーク、アカデミックなものですが、多くの国際的なネットワークにも参加しております。このようなネットワークのハブの一つとして、さらに発展をさせていきたいと考えているところです。報告は以上です。

金子由芳神戸大学社会システムイノベーションセンター教授：

神戸大学の金子でございます。法総研国際協力部の発足当初から関わってまいりまして、このほど創設20周年に際して、まずは心よりお喜び申し上げたいと思います。本日は限られた時間になりますが、神戸大学として、この20年法総研の方々と連携させていただきつつ、重ねてきた教育研究の経緯、現状について活動報告させていただきたいと思います。

私どもでは、2005年に神戸大学大学院国際協力研究科に制度構築論講座という形で新設いたしまして、併せて教育プログラムとして「開発法学プログラム」というのを開始いたしました。その当初から、法務総合研究所の国際協力部による法整備支援論というフルコマの2単位の講義を提供いただいて、ICDの部長自らそして多くの教官にご支援いただいております。私どもの教育プログラムでは、主にJICAの留学生支援事業であるJDS事業や、世界銀行やアジア開発銀行の奨学金プログラムで多くの留学生を受け入れております。こうした留学生教育において、私どもで重点を置いてまいりましたのは、留学生の派

遣元であるアジア諸国の現地のカウンターパート機関と組織的に連携していくということです。これによって、留学生が単に個人的に学業を終えて帰っていくというだけでなく、母国の法整備、法の実施の改善に直接寄与すること、人材育成を通して教育現場から行う法整備支援というものを目指してまいってきたつもりです。そのため、留学生の母国が抱えている多様なテーマに対応する必要性が生じます。そのため、学内外のお気持ちのある先生方に多大なご協力をいただいて、専門的な指導体制を動かしてまいりました。またそれが縁となって、いくつかの共同研究も生まれまして、アジア法研究への貢献にも一定程度つながってきたのではないかと考えております。

時間の許す限り、主な対象国別に少し活動を紹介してまいります。ベトナムについては、司法省、人民検察院、商工省、国立銀行、またいくつかの大学などから留学生を受け入れてまいりました。彼らのニーズは大変幅広く、民法典、土地法、投資紛争解決制度、競争法、知的財産権制度等々、非常に多様であります。日本側の専門の先生方のご協力をいただいて、指導体制を組んでまいりました。またその連携の成果として、現地側のカウンターパートと、この写真に載っているとおり、いくつかの共著も生まれております。

ラオスについても、首相府省、外務省、司法省等々から多様なニーズを掲げた留学生を受け入れてまいっております。ラオスの場合は、修士論文を書くことに、なかなか抵抗を感じる学生が多かったのですが、このところの留学生は目に見えて理解力も高まっており、日本を始めとする法整備支

援の長い関わりが実を結んできたのではないかと非常に感じているところです。日本側サイドでは、写真にも示していますが、裁判官の方々、関係省庁、弁護士の先生方、いろいろとご協力と懇切丁寧にご支援いただいております。また、たまたま日本留学のチケットを手にした少数の学生だけではなく、より多くの現地の若手に還元したいという思いで現地でも交流セミナーを様々な機会を捉えて実施しております。写真では、ラオスの司法省でのセミナー風景が載っておりますけれども、このような活動もやってまいりました。

ミャンマーにつきましても、JDS留学制度を中心に、多数の留学生の受け入れを進めてきました。特に地元大阪で、大阪地裁の裁判官の方々や大阪弁護士会の法曹の方々の研究会等で大変ご支援をいただいております。ミャンマーの留学生の場合は、来日に際して、日本で何を学ぶかのテーマが、時として、充分絞り込めていないことがございます。そこで彼らの母国の派遣元の省庁を訪問しまして、交流を重ねてくる中で、省庁の幹部ら自身も法整備の方向性について確たる方針を立てあぐねている状況に接することとなりまして、そこで省庁自体への直接的な関わり、助言といった活動も開始しつつあったところがございます。ここにもいくつかの写真を掲載していますが、商業省・法務長官府・内務省などいくつかの省庁との意見交換会の風景です。そうした中で、現在の政治状況となっております。大変残念な状況ではありますが、留学生たちは希望を持って、現在もおオンラインで現地から大変な努力を払って授業に毎週参加してくれております。

インドネシアとの関わりも、私どもで太いパイプ、つながりを持っています。留学制度を介した繋がりももちろんですが、それとは別に神戸大学には、阪神淡路大震災の被災大学としての役割というものがあリまして、日本と同じく災害大国であるインドネシアとは被災大学間の交流という文脈がございます。スマトラ津波のアチェのシャクアラ大学や、ジョグジャカルタ地震のガジャマダ大学、最近のロンボク島地震のマタラム大学等々でございます。災害復興支援という形で、裁判制度や慣習法について共同研究がありまして、共著もいくつか出ております。

以上のような留学生を介した教育交流、そして研究交流からこの20年、いくつかのシーズが育ってきており、今現在動いているその1つがASEAN経済法制の比較研究事業というものであります。従来、育ててきた各国のカウンターパート機関との関係を横串で繋いで共同研究を進めようとしております。ASEAN諸国は、特にアジア通貨危機以降のこの20年に、世界銀行やアジア開発銀行の法整備支援を受けて、一律に導入を求められた共通の法制度分野がいくつかあります。そういった制度が、各国の文脈の中でどのように展開しているのか、そして各国の社会経済にどのような効果を与えているのかといったような視点から、検証する活動であります。同時に、オルタナティブな、よりASEAN諸国のニーズに合った法制度があるとするればそれは何かということ、日本法の経験を踏まえつつ提言していく事を目的ともしております。近い機会、成果報告ができればと思っております。

最後のスライドになります。短い報告で

ございましたが、まとめますと、私どもなりに人づくりという面から法整備支援に息の長い関与をしてまいったと思っております。その間、法総研の皆様には多大な支援をいただけてきました。成果としては一進一退の面もございましたが、ただその中でも、教育連携と研究連携の好循環といったものを作り出してこられたのではないかと、そこは成果であったと思っております。今後は、研究連携の成果の中から法整備支援へのフィードバックをより強めていきたいと思っております。特に法の本質的な機能の視点で、法の自立性、法は現地の社会規範から遊離した形では機能できないという視点から検証を改めて深めていきたい、提言を行っていきたくて考えております。足元のコロナ禍でできることできないことが見えてきておりますが、研究協力の連携の面ではより強まった面が多くあり、調査委託も例年以上に今進展しております。このような形で今後とも活動を進めていければと思っております。以上、ご清聴ありがとうございました。

石崎明人弁護士：

ただいまご紹介に預かりました、日本弁護士連合会国際交流員会、国際司法支援センター部会所属の弁護士の石崎明人と申します。現在同時にICDにも所属していますが、本日は日弁連を代表しまして、当連合会の国際司法支援活動と題して、昨年度の活動と今後の見通しについてご報告申し上げます。短い時間ですが、よろしくお願ひします。まず、当連合会では国際司法支援活動という用語を用いておりますが、これは政府の言うところの法制度整備支援と、同じ意味と考えていただいて結構で

す。

はじめに、当連合会の法整備支援の実施体制です。図の右が我が国で、左側がパートナー国になります。当連合会には50を超える各種委員会がありますが、その1つである国際交流委員会が法整備支援活動を受け持って、国際司法支援センターILCC部会、この赤い文字ですが、こちらが専門の部会として活動しています。ICDやJICA等、関係機関と情報交換やプロジェクトの協働をしつつ、当連合会独自の活動を実施しています。図の左側のパートナー国ですが、主に弁護士会がカウンターパートとなります。法律の実務家同士で活動の方針を決めて実施するというのが、当連合会の活動の特色といえると思います。当委員会のメンバーでもあるJICA長期派遣専門家が駐在している場合は、可能な範囲で情報共有等を行っています。

活動のアウトラインがこちらです。便宜的に国別の活動と横断型の活動、国内向けイベント研修の3つに分類しました。PTを結成して各活動に当たるのが通常ですので、ここではPT表記としております。国別の活動には現在当連合会で取り組んでおりますトヨタ財団助成プロジェクトとそれ以外の活動があります。

まず、トヨタ財団助成プロジェクトについてご説明申し上げます。こちらの、「平和で豊かな暮らしのために『法』をもっと身近に－正義へのアクセスを実現するための4か国の連携」と銘打って、カンボジア、ラオス、ベトナムの旧フランス領3か国と日本が、各国の経験を共有して相互に学び合いながら、司法アクセスの向上を目指すというものです。こちらは2019年11月からプロジェクトを開始して、翌

2020年から具体的なワークショップ、セミナー等を予定していましたが、残念ながらCOVID-19の感染拡大の影響で予定どおり進んでおりません。現在活動の延長を検討しているところです。

ここから国別の報告になります。まずカンボジアです。カンボジアの弁護士会(BAKC)と現地セミナーを開催する方向で話を進めています。こちらはトヨタ財団プロジェクトです。当初は昨年10月頃に始まる予定でしたが、残念ながら開催の目処は立っていません。先方がオンラインではなく、対面が望ましいと考えているため、今後の感染状況の改善次第となるというところです。また、セミナーの他にも、カンボジアで市民向けに司法アクセス促進のための動画コンテンツを作りたいという話も進んでおります。

次いでラオスです。スライドの下にありますように、トヨタ財団助成プロジェクトについては、ラオス弁護士会執行部の交代もあり、進行方法についてまだ協議中というところです。それ以外の活動としては、スライドの上の方ですけれども、弁護士会から弁護士の役割を紹介するツールを作りたいという要望がありました。背景としては、特にリモートエリアで弁護士を通じた司法アクセスができていない、その理由としては、市民の側にしっかりと弁護士の役割を認知してもらえていないということがあるようです。ただ、これも先と同様に、COVID-19のために活動がなかなか進んでいないというところになります。

ベトナムですが、同じくスライドの下にありますように、トヨタ財団プロジェクトについては、ベトナム弁護士会がプロジェクトの活動に参加するためには、国内手続

が必要ということで、現在調整中になります。スライドの上の方ですが、その他の活動としてはV B F及びパイロット地区であるゲアン省弁護士会から、SNSを通じたリモート法律相談の開設・運営を持って、リモートエリアで司法サービスを届けたいという話がありました。ゲアン省は、ベトナム最大の省ですが、西部では弁護士過疎地域が広がっており、巡回法律相談キャラバン等の活動も行っていますが、まだ追いつかないという事情があるようです。残念ながら、こちらもCOVID-19の影響で中々進まないという状況になっているところです。また、JICAプロジェクトの一環として、弁護士会の能力強化を目的とする本邦研修を実施してきましたが、これもオンラインで実施するという形になりました。先方からeラーニング、これは日弁連が提供している今無料で見られる弁護士向けの各種の法律的な講座・セミナーなのですが、これを作りたい、使いたいということで、オンラインでは弁護士向けトレーニングについて知りたいという要望がありましたので、これがテーマに選ばれました。その他、先ほどありましたが、商事弁護士クラブセミナーへの参加等の活動がありました。

モンゴル弁護士会及びモンゴル法曹協会との間に、Zoomによる自主研修を企画しました。これは交流を主眼としたインフォーマルなもので、テーマとしては、コロナ禍での弁護士の役割とし、両国からテーマに沿ったプレゼンを行い情報交換するというものを予定していました。しかし、こちらも昨年12月の予定だったのですが、残念ながら、モンゴル国内のCOVID-19発生に伴う検疫体制強化措置を

受け延期が決まりました。現在、まだ日程は決まっていますが、何とか今年度できればというふうに考えております。

ミャンマーですが、こちらのPTが組織されていないので先ほどの図には書かなかったのですが、長期派遣専門家を通じた情報収集活動等を今やっているところでもあります。

次に横断型の活動として分類したのはJICA課題別研修です。司法アクセス強化をテーマとしまして、今年の1月6日から2月9日まで全8回、初のオンラインの形で実施しました。参加国は、カンボジア、コートジボワール、ラオス、マラウイ、ウズベキスタン、ミャンマー、南スーダン、タンザニア、モルドバの9か国で、自国の司法アクセスの現状・課題に関心を持ち、司法アクセス制度の制度設計に関与できる者という資格要件を設けて募集しました。各国から1名、ミャンマーからのみ2名で、同じくミャンマーからオブザーバー1名が参加しました。

実施フローは3つに分かれており、導入フェーズ、準備フェーズ、コアフェーズです。最初に各国のカントリーレポートを作成していただき、こちらからアップロードした準備VTRを事前視聴してもらい、そして最後にコアフェーズとして全8回のライブセッションを行いました。ライブセッションでは、講師からのプレゼン、ディスカッション、そして最後に各自の参加者にアクションプランを作成して発表してもらいました。オンラインでの課題別研修は集中して受けてもらう体制作り、アジアとの、あるいはアフリカとの間の時差、参加者それぞれのインターネット環境といった難しい問題が大変多く、非常に苦労も多

かったのですが、参加者からのフィードバックも大変良いものがあり、こちら運営側としても、とても大きな経験ができたというふうに考えております。今年度もオンラインでの実施に向けすでに準備が始まっています。

最後ですが、国内向けの活動です。国内向けの活動は、当委員会の紹介や、法整備支援を始めとした国際社会での弁護士の役割の啓発普及を行い、国際的な舞台での弁護士の可能性を広げるということを目的としています。今年の3月23日には、「国際社会における法の支配と日本の弁護士の未来像」というタイトルで弁護士、司法修習生、法科大学院生、法学部生と幅広い参加者を募ってオンラインセミナーを開催しました。ここでは、第22代ICJ所長の小和田恆さんの基調講演をいただきました。基調講演では、日本の弁護士や法曹養成の過程では、まだまだ国際化に対する準備がないということをお指摘いただきました。最後に、4月28日から7月16日までの日程、現在開催中ですが、「次世代の国際交流・国際司法支援を担う弁護士養成研修」という全6回のオンライン連続研修をやっております。参加者は全国の若手を中心とした弁護士と修習生になっています。こうした研修は過去にもやっているのですが、オンラインの強みで、今は全国から過去には考えられないような人数の参加者が集まっています。日弁連からの報告は以上になります。全体的にはCOVID-19の影響で活動が例年のようにはいかず、中々進んでないという非常に難しい状況にあります。今年度は、まずこうした各国向けの活動を前に進めるということが主眼となりそうです。また、

課題別研修は先ほど申し上げたとおり、引き続きオンラインで行うということになります。他方で、ここまでのご報告でも同様の言及がありましたけれども、研修やあるいは当委員会自体のオンライン化の結果、参加のハードルが下がっているという面もあります。対面でなければ得られないというものもありますが、法整備支援活動の実施方法自体にも変化が起きつつあること、また当連合会の側でも、若い世代やあるいは仕事に追われがちな世代の弁護士からの参加者の裾野が広がるのではないかと期待が出ているところであります。以上です。ご清聴ありがとうございました。

山田美和日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター法・制度研究グループ長：

こんにちは、ジェトロ・アジア経済研究所の山田美和と申します。よろしくお願ひいたします。私どもアジア経済研究所、略してアジ研と呼んでいるのですが、今日入江さんからご紹介があったUNAFEIさんの方は、かつては府中のアジ研で、今は昭島ですけれども、こちらは海浜幕張にあるアジ研でございます。1960年に当時、通商産業省所管の特殊法人として、アジア経済研究所法に基づき、設立されました。先ほど入江さんのお話では、UNAFEIは1961年に国連との協定で翌年設立ということなので、私どものアジ研の方が少しだけお兄さんお姉さんと言うのも、いつものこの法整備支援連絡会でのお決まりの枕でございます。

アジア経済研究所は日本における開発途上国研究の拠点として、世界への知的貢献をなすことを目指しています。そのため

に、それぞれ様々な地域に密着した知識を収集し蓄積し、開発途上国の実態と課題を明らかにして、途上国に対する深い理解を広く国内外に発信することを目指しております。この法整備支援連絡会には、早い頃から私どもの研究所も後援機関として協力させていただいております。今回で22回ですが、私自身もおそらく第2回辺りから参加させていただいておりますけれども、振り返ると、法整備支援の議論の中で、経済成長が先か、人権が先か、日本企業の海外経済活動をファシリテートするための法整備支援とはいかがなものかというような、いろんな議論がかつてなされたことが非常に懐かしく思い出されます。

私どもアジ研では様々な活動をしていますが、本日はその中で、先ほどJICAの小林さんから身に余るお言葉を頂戴したんですけれども、ビジネスと人権に関するプロジェクトを走らせておりますので、それについてご報告をさせていただきたいと思っております。このビジネスと人権に関するテーマについては、今からおそらく4年前の18回の法整備支援連絡会で報告をさせていただいて、以来、プロジェクトを継続しています。2016年には、当時の法務総合研究所国際協力部長であられた阪井光平さんのご厚意で、ICDニュースに拙稿を掲載していただきました。

私どものプロジェクトは現在は3年プロジェクトの形をとっております。2020年度から2022年度ということで進めています。プロジェクトの基本として、日本企業が国内外で様々な経済活動を行うなかで、特にアジアにおけるサプライチェーン上において、人々、社会に対して負のインパクトを与えない、責任あるサプ

ライチェーンというものを実現していくためにはどういうことが企業にとって必要で、どのような情報が必要なのか、そしてどのような政策が必要かということ进行调查したり、研究したりしております。昨年度には、ILO駐日事務所と一緒にタイにおける日系自動車部品企業のサプライチェーンにおける責任ある労働慣行ということを調査いたしまして、事例研究とグッドプラクティスの報告書をまとめました。また、今回の報告資料の後ろのリファレンスに載せましたが、海外で展開する日系企業約800社に対する責任あるサプライチェーンに関するアンケートを実施しまして、その結果を分析し政策提言等をしてまいりました。プロジェクト全体としましては、調査研究とそれに基づいた政策提言、また関係者、研究者、実務者、それから政策立案者等が一堂に会して、フォーラムと言いますか、意見交換や情報交換ができるようなプラットフォームを運営、そしてアウトリーチ活動として、企業に対して情報発信をしたり、セミナー等をしていきます。

今日、ビジネスと人権について話すにあたり、おそらくここにおいでの方々にはほぼ皆さんご存知だと思うんですけども、簡単なおさらいといたしましては、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」は2011年に国連人権理事会で全会一致でエンドースされたものです。今ちょうどG7も行われていて、人権も1つのテーマになっていますけれども、人権を保護するのはもちろん第一義的には国家の義務であるということは、この指導原則があるなしにかかわらずですが、この指導原則のポイントは、企業が自分たちの活動によって人々に与えるマイナスのインパクト、人権に関して侵害

があるような行為に対して責任を持つということが明記された初めての国際的な文章です。これ自体には、いわゆる法的な拘束性はありませんが、これに基づいて様々な施策が各国で展開されていたり、企業自体の取り組みも進んでいます。そしてこの指導原則の大きな柱の3番目は、救済へのアクセスということで、もし何か人権の侵害が起こったときに、それに対してレメディーが与えられるような仕組みというものを必ず国としても、企業としても備えるということが書かれています。

先ほど小林さんの方からお話がありましたが、昨年10月に日本政府がこのビジネスの人権に関する行動計画というものを、4年越しですが策定をしまして、その中にこれまでの取り組みということで、自画自賛でちょっと申し訳ないですけども、普及支援活動では、企業向けに私どもアジア経済研究所や関係機関によって調査研究を実施、その成果を発表してきているということで、明記していただいたことは光栄に思っております。

いろいろな調査をやってきたのですが、おそらく、日本の法整備支援や日本自体のことについて通じるところがあるんですけども、私どもの大きなファインディングとしましては、日本企業というのは非常に自分たちのリスクを認識しつつあり、そのリスクに対応することで、プラスの成果が最大になるということ、それから取引先に対してもこの人権尊重や経営の透明性、説明責任、そして建設的な労使関係を支援することでサプライチェーン全体のレジリエンスや企業価値の向上につながるということです。また、企業の側からのリクエストとしては、現地政府への政策や法規制に関

する情報提供、それから現地政府へのキャパビル等々という、企業単独ではできない構造的リスクに対処してほしいというような要請が出ています。

今回、ビジネスと人権に関する行動計画の中にも、途上国における法整備支援、今回まさにここで議論されているものが、ビジネスと人権に関する日本政府の取り組みとして明記をされていて、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草支援等々ということが明記されているので、まさにこの指導原則というものを活用する、それから指導原則自体を実現することが、この法整備支援に通底するひとつの大きな通底するプリンシプルになっているということを改めてこの文章から感じております。

最後のスライドになりますが、法整備支援という視点から見ると、日本企業が経済活動を海外で展開するに当たり、その国において人権尊重責任を果たしたい、果たさなければならない、それができる環境を整備していくのが政府の役割であります。おそらく、日本の法整備支援においても、支援相手国が人権保護の義務を果たし、現地で操業する企業が人権尊重の責任を果たせる環境をいかに整えていくのかということが、法整備支援の要の1つに成っていくのだろうと考えています。スライドに書いたことは指導原則に書かれていることですが、政策の一貫性というのはやはり必要だということは調査結果からも出ております。様々な法律法分野がありますが、それらを通底する国の人権の保護義務、そして企業が経済活動において人権尊重責任を果たせるような状況を作っていくということが重要です。それから繰り返し

になりますけれども、法整備支援というものが、日本政府として指導原則をまさに具体化するものであるし、同時に相手国の指導原則の実行を支援していくということに繋がると思います。先ほど石崎先生のお話にもありましたけれども、やはり救済へのアクセスというのが最も重要です。日本企業が活動している国、法整備支援の相手国である国において、人権保障というものがなかなか非常に難しいような状況にある中で、やはり重要なのはその市民社会のスペースをいかに確保していくか、それによって、法の支配のその1番のベースにあたる部分というのが確保されていくということです。それは私たちの研究のテーマでありますし、これからもこういった政策、施策が必要になっていくかということ进行调查研究続けていきたいと思っています。以上、私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

第3部 パネルディスカッション1 「日本の法整備支援を振り返って ～ICD20周年を契機として～」

森永太郎法務総合研究所国際協力部長（以下、敬称略）：

それではパネルディスカッション1を始めたいと思います。まず、パネリストをご紹介いたします。まず、私どもの大先輩で元ICDの部長も務められ、また、初代の教官、発足当時の教官で現在、公証人をやっておられる山下輝年さん。それから、こちらも大先輩で、日弁連で法整備支援においては特に力を入れて活躍しておられ、東京弁護士会の会長でもいらっしゃいます矢吹公敏先生です。それからカンボジア法

整備支援でこの人を知らなかったらモグリであるというカンボジアの法整備支援の生き字引のような方でいらっしゃいますが、今はHis Excellencyが付きます。坂野一生さんは今日はプノンペンからのご参加です。よろしくお祈いします。そして当部の須田副部長にも入ってもらいます。

このパネルディスカッション1というのは、甚だ我田引水的なもので、ICDの20年を振り返ってみようという話です。1の方が過去を振り返る、そして2の方が今後どうしましょうかという話になります。1の方は過去を振り返るということですので、ぜひ初代の教官であります山下さんから口火を切っていただきたいと思います。創設時の苦労や工夫など、いろいろ勉強すれば出てくるのですが、ご存知のどおり書面に残らない話というのはかなりありますので、その辺りも含めて創設時の話をしていただきたいと思います。合わせて、この法整備支援連絡会の経緯も少し触れていただくとありがたいのですが、まずは最初の頃のこととさせていただきます。山下先生からお願いしたいと思います。よろしくお祈いします。

山下輝年公証人：

よろしくお祈いします。山下と申します。英語でこういふとき、私に与えられたミッションは、と大げさなことを言うのですが、要するに何を話すかということで、時間が限られていますので、かいつまんでいきます。

3つに分けますと、最初は、先輩ということで激励メッセージを述べたいと思います。そして、過去を振り返るといえば、温故知新というものがあります。しかし、そ

これは過去を知るだけで終わりではなく、これを踏まえて、今後どうするのかということを考えていただく材料にして欲しいわけです。最後は、苦言的な杞憂メッセージとしました。杞憂というのは私の心配が的外れの方が良いという意味です。それで、結構精神論になると思うのですが、私は昔、「『亜流』は亜流の矜持を持ってください」と言っていました。亜流というのは日本語で、決して本流ではなく、脇道、サブストリームみたいなものです。しかし、この「亜」はアジアの亜にも繋がりますし、そういう自負を持ってやって行きましょう。

最初は、激励メッセージですが、私からだけでは意味がないので、こんなやり取りが過去にあったということをご紹介します。国会で当時の谷垣法務大臣が法整備支援について答弁します。冒頭で、法務省だけがやっているのではありません、日弁連やJICA、いろいろな機関と協力してやっています。そして最後に、法の支配の確立ということで結ぶのです。その途中で逸話として話してくれたのが、麻生太郎議員、当時は外務大臣でしょうか、麻生議員が谷垣法務大臣にプライベートの場所で言った言葉を挟んだのです。これが「俺はいろいろなことをやってきたけれども、感謝されるのはおまえのところやったあれだけ、法整備支援だけ。だから、勲一等やるならああいうやつらにやれよ」。こういうエピソードを紹介してくれました。つまり、ちゃんと法整備支援に携わる者が目的を持ってやっていれば、ちゃんと見てくれる人はいるのだ、決して本流あるいは主流から相手にされていない分野のことでないのだということ、まず胸に刻んで

いただきたいと思っております。

次に、国際協力というとJICAというのがもう当たり前ですが、法務省とJICAとの比較の意味で年表にしたスライドがあります。JICAができたのは実は1974年です。その15、6年くらい前、法務省がUNAFEIが国際協力を始めていたという点を理解してください。先ほど、ジェトロアジ研の方では、それよりももう少し先ということでそれも存じておりますが、ここはMOJとJICAということで理解していただきたい。ところが、1994年から法整備支援が始まる時にはJICAはもう一定の地位を保っていますが、法務省はむしろ後れてついていきますので、この1994年からはある意味両者がほとんど同時に協力し合って進んできたということ、今度は法務省側に理解していただきたい。法務省がJICAの上だとかそんな話ではないわけです。手を携えてやってきました。これが経緯です。

この法整備支援連絡会が一体どうやって始まったかということですが、確かに第1回、今から見れば第1回ですけども、2000年の1月が始まりです。法整備支援連絡会と銘打ちました。当時、私はそこにはいませんでしたが、その3か月後にこの分野に参加することになります。確かにいろいろな機関、いろいろな個人が国際協力をそれぞれの分野でやっていたのです。しかし、誰が何をやっているのかさっぱり分からないということで、情報交換・情報共有の場が必要だろうと、法務省がリードを取って第1回法整備支援連絡会をやりました。それはそうなのですが、このように連絡会があればいろいろなニーズが出てきて、いろいろな人が活動していることが分

かり、その情報が実は1年後に設立する。国際協力部 I C D の政府への説明になるわけです。そういう背景があったわけです。それで、本来は部ができてしまえば目的は達したはずなので、こんなに22回まで続くとは当時思っていなかったと思います。それが続くきっかけが2番目に書いてあります。今度は J I C A 主導で、市ヶ谷の研究所、今は J I C A Research Institute というのでしょうか、そこで第2回をやりました。これは当時の J I C A の担当者が、法整備支援を法務省がやる、これは研修受託先・委託先の一機関なのに、法整備支援という、まるで全部を仕切っているようなことは良くないんじゃないかというような意識が多分あったのだと思います。これは J I C A の仕事ですということで、J I C A が主導を取り、J I C A のプライドで始まったものです。その後に I C D ができます。I C D ができますと、できましたよということで、お祝いも兼ねて第3回をやりました。大阪に移ると、大阪の立派な国際会議場のお披露目も含めて第4回へと繋がりました。情報交換、情報共有の場、いろいろな戦略を議論する場としてきましたが、このようなそれぞれの機関が、ある意味、自尊心を持ってやったために、ここまで続いてきているというのが実際のところであります。

この法整備支援には実にいろいろな人が関わっています。それを示すスライドがありまして、ODAの仕組みを概観できるように、私が昔から使っているスライドです。基本は要請主義ですから、J I C A が各国に聞きます。聞いて、担当の省庁から要望が上がって来ないと始まりません。ここで挙げてくれないと困りますので、今外

国からオンラインで参加して聞いている方たちは要望を挙げるようにしていただきたいと思います。そして、J I C A ではどれをやりましょうかということで決めることになり、いろいろな分野がありますので、専門家を雇ってやります。ところが、要望を取った方がいいが日本にリソースがない、だからできませんと言ったのでは目もあてられませんので、要望が挙げられるときに、当然同時並行でリソースがいるのかどうかということも実施できればします。当時、緒方貞子 J I C A 理事長は、援助は遠隔操作ではできない、と言っていました。今となっては身も蓋もない発言になっているかもしれませんが、これは相手に寄り添ってやらないとダメですよ、相手の実態をよく知ってやらないとダメですよという意味に捉えていただければ。技術が発展すれば、実際に会うかどうかはともかくとして、できるものだということを否定しているものではないということです。このようにいろいろな人が関わっているということをもっと理解していただきたいのです。どの機関も他機関のことはよく知りません。例えば、当時の J I C A は、法務省や最高裁や弁護士会のことなど知りません。3か月前に専門家を出してくださいと言ってくるのですが、すぐ対応できるわけがないのです。相手の機関をよく知る必要があります。逆に法曹側は J I C A の仕組みも知りましょう、P C M 研修や P D M、専門用語になりますが、そういうものを知りましょう、ということになる。

次のスライドは、当時の担当者、佐藤直史という J I C A に弁護士から入った人がいまして、2011年ぐらいのもので、見れば分かるとおおり、「ベトナムに関して

は、だんだん労力投入は少なくなっていくといいですね。カンボジアも同じで、起草支援から始まりましたが、能力が向上すればだんだん減っていきます。」というようなことを一覽にしたものです。

そして、当時、法総研がラオスやインドネシアを始めるのですが、その実際の背景事情を簡単に述べます。ベトナムとカンボジアはもうほとんどフルスペックで、研究者と実務家が総掛かりで起草支援あるいは起草の助言をする、それも民法と民訴ということでかかりきりになっていました。他にはどこにも同じようなことをやってくれる人はいません。一方でインドシナ三国の一つであるラオスをどうしますかという話が当然出てくるわけです。当時、法総研の教官あるいはICDの教官というのは、元々検事出身が多く、しかもフルスペックでやっていますので、その部会には参加するものの、どちらかという、研修受入機関、ロジ担当のような位置づけ、それから部会の議論を聞いて、「門前の小僧、経を習う」といった感じでやっていました。それでいいのかというのが教官の間での意識にあり、やっぱり中身に関係したいということで、では残っているラオスをやりましょうか、かといってフルスペックはできないので、法総研の得意な研修あるいは人材育成用の研修教材を作る支援をやりましょうというのは力学で始まります。次に、インドネシアの支援がなぜ始まったか。もうここになると、森寫教授などは、ベトナム、カンボジアで手一杯なのに法総研は何をやっているのだと多分思っていたと思います。これは、何を隠そうJICA本部が積極的だったんです。多分、ベトナム、カンボジアを見て、インドネシアでも

やりたいということで、リードしてもう話が持ち上がっているのです。当時ICDとしては、陣容は小さいので中々難しかったのですが、それでやりましょうということで始めたわけです。かといって、インドネシアの経済の情報はいっぱいあっても、アジア研究者以外においては法律情報はほとんどありません。それで、まず情報収集のために年1回の研修をやりましょうという形でスタートしています。JICA本部主導であるために、JICAの現地事務所はあまり乗り気ではなかったと思います。本部と受入先機関でやってくれるのであればどうぞくらいの意識で、これが多分後々にも影響しているんだと思います。こういうような力学で始まりますので、与えられたチャンスを断っては何も始まらないし、無理してでも引き受けて進むことで、その後につながるという側面があることを、これから入る人あるいは現在やっている人たちにも理解していただきたいと思います。

最後に私が言いたいのは、開発関係者と法律関係者の間に意識のギャップがあるということをやっているうちに分かるということです。開発関係者はプロジェクト形式と言います。つまり、一定の期間内に成果を出す、出なかったら失敗という発想です。ですので、できるだけ、少しでも前のプロジェクトとは違うような目標設定をしたりします。一方、法律関係者は、法律というのはそう簡単にできるものでもなく、浸透するものでもない、短期間3年や5年で成果が出るわけがない、継続が必要、大体法律家や研究者は一生かけて研鑽しているようなものですから、未達成でも同じ目標は不自然ではないし、同じ目標でも別に

構わないではないかという、かなり意識のギャップがあります。それは両極端に捉えるとそうなのですが、そこで互いに折り合いをつけて、こういう方法ならやっていますねと。目標を達成できないので終わりますと言うことはできますが、それをやると欧米式と一緒にになってしまいます。自分たちと姿形の違う、発想も違う欧米人がそれをやっても、まあそんなもんですねと相手は思ってくれますが、アジア人として同じ姿形をした日本人が、アジア的なコンセプトを持っているとっていたところへ西洋と同じような態度を取ると、多分、西洋に対する反発の2倍3倍の反発が来ると私は思っております。ですから、できるだけ工夫してやっていきましょうと。

まだ時間はありますでしょうか。短めということで、次のスライドは鮎京教授が法整備支援とは何かという本を書いた時に、私は書評を書いたのですが、それを図にしたものです。要するに日本はいろいろな法分野があって、それぞれの研究者がそれぞれあまり関係性を持たずに研究して、さらに法整備支援は実務家も法整備支援に関する研究者も入ってきます。そうしますと、いろいろなものとリンクし合わないできませんよという話になってきます。鮎京教授の言葉によると、実務研究融合型プロジェクトと言っていますが、そのようなものだと思ってください。

最後は、これは5Cとまとめましたけれども、自分たちの価値観だけでやってはダメですよと、いろいろな基準を体内に持って対話力、継続力、調整力、集中力をもって、だんだん最終的に新しいプロジェクトができていくのでしょうかと。法律知識も当然です。どんな分野にニーズがありますか

と聞かれますが、若い人、学生も今回聞いていると思いますけども、三ヶ月章先生の「法学入門」を読んでも、「法窓夜話」を読んでも、それから末弘巖太郎の著作集を読んでも、せめて「法の精神」くらいは読んで、皆さんが思っている三権分立が主張されているわけではないということも理解して臨むと、途上国に対していろいろな助言ができるのではないかと言えます。最後のスライドは国際協力の心構えで、「汗出せ、知恵出せ、お金出せ」（国際協力三原則）でして、見ていただければ分かります。以上です。

森永太郎：

ありがとうございます。最後の三原則、私は山下さんが部長でおられたときには、毎月1回ぐらいは聞かされておりました。こういう調子で始まったICDないしはこの法整備支援連絡会ですが、紆余曲折ありながらも現在に続いているわけです。それと、おそらくそれよりもさらに前から始まっておりましたカンボジア。せっかく坂野さんがお見えになっていますので、カンボジアを例にあげたいと思います。カンボジアはもちろんICD創設以前からのクライアントカントリーですが、当初が大変だったという話は、私も2003年に国際協力部に来た頃からうかがっております。どんな感じだったのかということをお話いただければありがたいなと思うのと、カンボジアの法整備支援に携わっている方からして、ICDというのは多少役に立ったのか、正直なところが聞きたいなと思っております。お願いします。

坂野一生カンボジア王国司法省アドバイザー：

ありがとうございます。坂野でございます。よろしくお願ひいたします。私はカンボジアに1998年にJICAの長期専門家として派遣されまして、現在では司法省のアドバイザーとして、当初とは別の立場で関わっています。ただ、立場は変わっても基本的な考え方としては同じです。もちろん長期専門家は日本国政府の代表としての立場でカンボジアに行くわけですが、1998年に派遣される前に、JICAの当時の担当の方で、その後理事になられた方から、長期派遣専門家は現地の機関に派遣されるわけですから、時には現地の機関の利益を代弁して、日本側と喧嘩をするようなぐらいまで、派遣された相手方の機関の下で働いてほしいということをおっしゃいました。現地にいる立場としてカンボジアの立場を一番に理解し、調整をしないと行かないという事は、ずっと心に留めております。プロジェクトが始まった当初は、ベトナムの先行プロジェクトという先輩はありましたが、法制度整備の歴史から見るとカンボジアも黎明期のプロジェクトでありましたため、様々な問題、予想できない問題にも直面してまいったわけです。

その中でも、山下さんからご指摘がありましたように、日本側の関係者の中でも、プロジェクト運営という視点から物を見がちなJICA、それから法案を起草するという非常に大きな任務を担当していただきました森島先生、昨年ご逝去された竹下先生を始めとした学者を中心とする日本の作業部会のメンバーの先生方との間で、考え方の違いから来る齟齬が多く見られました。その中でも特に、私は今でも解決され

ていない問題だと思うのですが、JICAが法整備以外のすべてのプロジェクトも含めて使っている、いわゆるプロジェクトサイクルマネジメント、PCMの手法という、限られた期間の中で、プロジェクトを立案し、実施し、そして評価をしていくというシステムが、この法整備支援に適しているのかどうかという問題が課題として浮かび上がってきました。この問題は、現在も続いている問題だと思います。このような意見あるいは考え方の対立、齟齬というものがある中で、先ほどご報告の中にもあった国際民商事法センターの方で、カンボジア法整備事務局を設けていただき、プロジェクト運営に関しての側面的な支援をいただきました。それでも、現地でカンボジア司法省を代表して活動しなければいけない現地の長期専門家は、プロジェクト運営の視点が強いJICAと起草を担当している作業部会の先生方の両方に対応しなければならず、現地の長期専門家——当初は私一人で、その後どんどん増員されていたわけですが——は、ICDの設立によって、日本側関係者内部の調整に関し、長期専門家ではできないところを助けていただいたという点で非常に感謝しております。

また、その後に起こってききましたいわゆる民法と土地法の調整の問題。土地法に関しましては、日本の資金を用いてADB等の国際機関が起草を支援していたのですが、日本が起草支援をした民法の内容と齟齬が生まれるという、非常にある意味いびつで、かつ大きな問題が起こりました。これに関しても、ICDの方で、日本政府の中で当時の大蔵省に意見を出していただくなど、非常に大きな役割を果たしていただき、現地としても非常に助かったと感じて

おります。

また、これも山下さんの発表の中にあつたように、カンボジアやベトナムにおきましてはICDの役割がプロジェクト関係者間の調整役という要素が強く、プロジェクトそのものを担うという形ではなかったのに対して、最近ではICDからも現地に専門家が派遣されており、プロジェクトの活動の主体的な役割を担っているのです。その中でこれからICDが現地との関わりの中でどのような役割を果たしていくか、あるいはICDから派遣された個々の専門家が、派遣元である法務省とプロジェクト主体であるJICAに対してどのような役割を果たしていくかというのは、これからも課題であり続けるのではないかと考えております。とりあえずは以上です。

森永太郎：

ありがとうございます。そのあたりは、私も若干耳の痛いところではありますが、ありがとうございました。カンボジアに対する支援といえば、民法・民訴法がメインで、今もその運用という方法で、今でも続いているわけです。一方、弁護士さん達のことになりますと、これは日弁連さんが相当いろいろなことをやってこられたわけで、ご自身も大変な思いをされたのだと思います。矢吹先生はカンボジアそれからインドネシアもかなり関わっておられますので、両国合わせて、この過去の20年間、あるいは初期の頃のご苦労など、1つ2つエピソードをいただければと思います。

矢吹公敏東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長：

ありがとうございます。まずICD創立20周年おめでとうございます。法整備支援連絡会も22回目ということで、私も10回、20回は出ていないんですけども、多分、2回目から途中空いた時もあったりしましたが、十数回出させていただき大変勉強になります。ありがとうございます。

まずカンボジアの件についてお話をすると、今日森嶋先生も来ておられますが、1996年から外務省の重要政策中枢支援というプロジェクトで、毎年プロジェクトレビューをしに現地に行き、現地のカウンターパートと話し合い、交渉する、その中で民法・民事訴訟法の基礎支援が始まったという経緯です。それから、JICAがそれを引き継ぎ、外務省の重要政策中枢支援からは外れたわけですが、今までに至っています。私は、ICDができ、これまで継続している重要な役割は、やはり持続性があるということと、一貫性があるということだと思います。当初1996年から始まったプロジェクトでは、先ほど坂野さんがおっしゃった民法起草チームと民事訴訟法起草チーム、私は国際民商事法センターのプロジェクト事務局にいたわけですけども、なかなか両チームの考え方が違っているということで、事務局も苦労しましたし、森嶋先生も苦労されたと思います。そのような中で、それがまとまる方向でうまくいったのは、やはり法務省に参加をさせていただいて、ICDがその事務局を担って両チームをまとめてきたということが大きいと思います。また、私は1996年から、武藤先生がベトナムに行ってから2番

目、3番目と、人買いのように長期専門家を願ひする役回り、弁護士の方を見つけて、飲みに行ったりしながら、「長期専門家どう？」と言いながら、行っていた時代もありました。そういう中で、長期専門家と日本側とが衝突したこともありました。その中で、やはりICDが日本のチームと、それから現地とをつないでいただいたということは、非常に大きいのではないかと考えています。そういうことで、私は持続性、一貫性というのが非常に重要だと思っていますし、その中で現地に検察官、裁判官だけではなく、弁護士も長期専門家で派遣されました。検察官から現地の事務所に行った方もいますし、長期専門家で行った日本の弁護士さんの多くは現地の事務所に入ったり、現地の日本の事務所のオフィスに入ったりして活躍されています。現地の日本のプレゼンスがそういう意味では大変高まった、その原因になったのはICDであるというふうに思っています。他方で問題点は、段々とICDが集約して行って、ICDに頼ることになってしまい、それ以外のプロジェクトが、なかなか大きなものが出てくなくなっているのではないかとこの見解もあります。当初は、先ほど申し上げたように、日弁連もJICAから国際開発パートナー事業を得て、3年間で1億円という資金をいただいて、弁護士養成校を開設し、私も月に二、三度カンボジアに行き、その学校を作ることについて日本から支援をしてきましたけれども、そのようなプロジェクトは段々とできなくなり、民法・民事訴訟法の起草支援をするという形になってきたのは残念だなというふうに思います。

先ほど、山田さんがおっしゃったことで

そうだなと思うのは、当初、カンボジア、ベトナムを始める時には、市場経済化支援をすれば、将来は民主主義的な国になるんだという理解が私たちの間にもあったわけですが、しかしながら、市場経済化した多くの国、ベトナム、中国が典型ですけども、非常に経済的に力を持ったものの、権威主義的な国として存在し、カンボジアはむしろ権威主義的な国になってしまったということは、私たちの考え違いだったところも大きいのではないかと考えています。したがって、これからは、先ほどの持続性、一貫性に加えて、やはり多様性とそれから包摂性ですね。いろいろなステークホルダーが、いろいろなプロジェクトをしていく、それは国際機関とも連携し、先ほどのUNA FE Iの発表でも大変良い活動をされていると思いますが、やはり国際機関と連携をしていくということも大切ですし、それを包摂的に、全体がどうなのかということでも取り組むということも必要なのではないかと考えています。私は1998年と2008年に、カンボジアの選挙監視団として行きましたが、これも外務省が持続的にやっている国際選挙監視活動で、非常に重要な活動だと思っています。そういった各省庁でやっている活動をこの連絡会でも何回か発表していただきましたけれども、包摂するということは大切だし、それを国際的にやっていただければと思います。

インドネシアの話ができなかったのですが、私、来週月曜日にインドネシアの弁護士会へのセミナーをやりましますけれども、ずっと続いています。ですから、草野先生、今日は参加していない稲葉先生が立ち上げ、私も参加していた調停制度の構築プロジェクトで、Media si（メディア

シ)の人たちをたくさん支援してきたわけですが、それはやはり今でも人間的なつながりを持って、今でもそういったセミナーをしているということが重要で、やはり持続性というのが私は大切であると思います。長くなりましたが以上です。

森永太郎：

どうもありがとうございました。どうも日本のと言いますか、うちもそうですが、やっていることが断片的だなという感じは、私も若干、今までの経験の中で思っております。それで我々はこういう話をする時、必ず森嶋先生のお名前を出すものですから、ご本人が手を挙げられております。森嶋先生、ありがとうございます。どうぞお願いします。

森嶋昭夫名古屋大学名誉教授：

日本の法整備支援が始まった当時の法整備支援に対する日本の弁護士さんや弁護士会の貢献についての矢吹さんのお話についても触れたいのですが、山下さんと坂野さんお話を中心にコメントをさせていただきます。今日は、ICD20周年を記念する会であり、この20年間にICDが挙げてきた成果は称賛に値します。しかし、祝賀される皆さんのお話を伺っていると、あたかも法整備は全てICDがやって来たかの如く聞こえます。弁護士もそうですが、学者・研究者など、ICDに所属しない多くの人々に支えられてここまで来たのです。ICDが達成したものもあるでしょうが、出来なかったことも数あるはずです。将来より発展するには、過去の課題を分析し失敗から学ぶことが必要です。

それでは、山下さんのお話から始めま

す。基本的には、山下さんのおっしゃったことに異存はありません。実は、山下さんは、ベトナムのプロジェクトが開始される時に、野口さんなど、法務省から派遣された優秀な若手とともに、私と一緒に、ゼロからプロジェクトの中身を創り出していく作業をした仲間です。山下さんは、ラオスの話を出されましたが、ベトナム・プロジェクトが試行錯誤で始まり、カンボジアが始まったところで、これを聞いたラオスが支援要請をしてきました。そこで、私はラオスに行って調査をし、関係省庁・裁判所と折衝しました。ところが、山下さんもお存知のように、当時の日本には、ベトナム・カンボジアに加えて、ラオスの支援をする能力がありませんでした。ラオスも、市場経済への移行が国内外で急がれているという状況だとは思われなかったもので、プロジェクト策定を先延ばしにすることをラオス政府に了解してもらったのです。ベトナム・プロジェクトを開始したころの日本の立法支援能力は、法整備支援に関心をもつ、きちんとした学者などいなかった時代ですから、カンボジア民法典起草・民事訴訟法典起草プロジェクトでは、草案起草をして、カンボジア側と議論して法典案をまとめ上げていく学者グループを集めるのに大変苦労しました。民訴は、旧知の竹下守夫さんに頼んで人集めをしてもらいました。ところで、ベトナムを始めるときには、当初、法務省は人・金はどうするのかなどと、プロジェクトに関与するのに消極的でした。役所としては、無理からぬことだと思いますが、JICAはJICAで、外務省が法整備支援をODAでやると決定したものですから、やむを得ず新規の体制を作りましたが、何も具体的な対処

方針など持ち合わせはなく、私や山下さんたち実働グループに任せきりでした。法務省は、やがて、法整備支援の部局としてICDを作り大阪に施設も構えます。JICAは、法整備支援担当部局である、現ガバナンス・平和構築部を設置します。組織、特に官僚組織は、いったん出来ると、その存続・拡大のために内外部に向けて活動しますから、ICDの場合にも、ベトナム、カンボジアで学者グループが悪戦苦闘しているのをよそ眼に、ICDは、カンボジア・プロジェクトなどで学者の中に入って「門前の小僧習わぬ経を読む」を潔しとせず、独自にラオスのプロジェクトを掘り起こして、ICDの存在を外部に示そうとしたのではないのでしょうか。JICAがインドネシア・プロジェクトを始めたのも、官僚組織としての生存の条件だったのでしょう。山下さんがおっしゃった、法整備支援連絡会議のICDとJICAとの主催争いも官僚組織の縄張り争いの一種です。山下さんは、何を隠そうあれは・・・とおっしゃいましたが、私は、それまで長年役所で審議会の長などを勤めてきた経験から、「またやってるな」と思いながら、少しでも役所の縄張り拡大によってベトナムやカンボジアのプロジェクト実施に起きる悪影響を少なくする方策を考えていました。いったん官僚的組織が出来ると、今後は、逆に、支援関係省庁間や法務省部内で、負担の大きい支援専門人材育成や支援人的・物的資源の体系的保存の業務を回避しようとする、消極的権限争いが起きることが危惧されます。

坂野さんのお話に移ります。坂野さんは、ICDの設立によって、プロジェクト内部の調整に関して助けられた、とおっ

しゃっていますが、私の記憶では、プノンペンには小規模な都市でもあり、法典起草という活動内容が明確なこともあって、カンボジアでは、JICAの現地事務所が適切なプロジェクト管理をやってくれました。ICDの調整活動に助けられたということはありません。土地法の成立過程についても、坂野さんは誤解しておられるように思います。民法起草開始前に、カンボジア政府は、ADBから、借款担保のために土地法制定を要求され土地法を制定していました。土地法では、登記を、担保設定を含む土地取引の成立要件としていますが、そもそも、カンボジアには土地登記制度はなく、土地法は、ADBの債権担保のために特に制定されたとも言うべきものです。そこで、ADBのために、プノンペンの土地の一部だけに適用される、ファイリングシステムによる登記制度が作られたのです。一方、民法起草にあたっては、カンボジア全土に土地登記制度がないことから、登記を土地取引の公示に用いることが出来ないため、当事者間の合意によって土地取引が成立する、とせざるを得ませんでした。そこで、土地法と民法との間の抵触が起きたのです。土地法の成立要件主義では、カンボジア全土に登記制度ができるまでは、カンボジアの人達の土地取引は認められないこととなりますので、私は、松本恒彦、野村豊彦両教授とともにワシントンDCに行って、世銀立ち合いの下、ADBと交渉し、土地法の改正に向けて合意して帰ってきたのですが、結局、その後JICAとカンボジア政府との間の詳細な詰めが出来ず、民法成立の際に経過規定を設けて糊塗した始末です。坂野さんがおっしゃる、土地法制定の経緯、ADBとの交渉に関して

I C Dが大蔵省に意見を述べた事実等について、少なくとも現実に交渉に当たった私は認識しておりません。土地法に関するA D Bとの交渉などに関して、これまで私は、雑誌等にいくつか発表していますのでお確かめください。

最後に、矢吹さんがお話しになった、弁護士・弁護士会の役割について触れさせていただきます。具体的な名前を挙げるのには差支えがあるのかも知れませんが、カンボジアでは、J I C Aのプロジェクトが始まる前から、桜木さん、上柳さんなどの弁護士さんが、プノンペンの弁護士を相手にいろいろな支援をしておられました。私は、J I C Aのカンボジア民法起草プロジェクトで、桜木さん達に、現地状況を知り、人脈を開拓するなどの点で、ずいぶん助けられましたし、協力して一緒に仕事もしました。その意味で、私は、法整備支援に対する日本の弁護士・弁護士会の役割・貢献を高く評価しています。しかし、弁護士会は官ではないので、最初は、J I C Aの頭に弁護士会はありませんでした。弁護士さんたちは、J I C Aプロジェクトの外で、日弁連の国際活動として、途上国の人権擁護、司法アクセスなどの支援をして来られたのだと思いますが、J I C Aプロジェクトの段階が進み、刑事司法や裁判制度改革なども支援するようになって、次第に多様化して来ると、弁護士・弁護士会は、J I C A法整備支援事業の重要な担い手になります。矢吹さんは、多様性がないとおっしゃいましたが、要請主義の下で、民法立法支援などをしていた、当初のプロジェクトから、2期・3期で刑事司法・裁判制度を扱うプロジェクトになると、多様性という言葉の意味にもよりますが、新た

な状況の下では多様性はあるのだ、と理解すべきではないでしょうか。さらに、今後は、別の内容の多様性に対して、新たな対応を図る覚悟なければならないことも、申し上げておきたいと思います。長々となりましたが、以上です。

森永太郎：

これまでカンボジアとベトナムの話が中心に出てきて、インドネシアも出てきましたが、ラオスの話がちょっと出てきました。ラオスは先ほども紹介がありましたけど、カンボジアやベトナムと若干違う経路を取りまして、現在に至っているわけです。これと絡めて、先ほど森寫先生のお話もありましたし、その他の人の話もありましたが、日本の法整備支援それからI C Dが行ってきた支援というのは、一応「寄り添い型」だというふうに言われています。そういった急がない、相手の事情をよく聞く、相手と一緒に考えて、相手にとって何がベストなのかということを常に探求しながらやっていくという態度でやってきたつもりであります。そういったことが、ここ20年くらいの間に果たしてできていたのかという点について、1つの例として、ラオスの専門家を務めていた副部長にちょっと話を振ってみたいと思います。お願いします。

須田大 I C D 副部長：

ありがとうございます。I C D副部長の須田です。I C Dのコアメンバーであり、なおかつラオスを主に知る関係者ということで、森寫先生の後に話すのはちょっと恐怖感があるのですが、1つの例として話させていただきます。よろしくお願いいたします。

ラオスでJICAが行っているプロジェクトでは、民法典の起草を支援活動として行いました。これは分野別で単行法として存在していたものを法典化(codify)するという作業ですが、それが1つの例になるのではないかと思います。プロジェクトでは、2012年から民法典の起草支援を活動として扱うようになり、約6年の歳月をかけて民法典が2018年12月に国会を通過し、昨年2020年の5月に施行されました。しかし、実は、ラオス側から民法典の起草を支援してほしいということを初めて言われたタイミングは、2012年よりも数年前のことでした。しかし、その当時は、少なくとも日本側の関係者から見ると、まだラオス側の状況として、立法能力などの点においても、民法典の起草に取り掛かる素地が整っていないと思われましたし、日本側のラオス法に対する理解なども不十分であったため、ラオス側の関係者とも議論を重ねた上で、まずは当時の法律に基づいた事例問題の検討から入りました。その後、民法分野の事例問題集の作成、特に契約総論の分野のテキストブックの作成といった活動を通じて、この後のパネルディスカッションでも出ていただく慶應大学の松尾先生を始めとする学者の先生方や、日本の実務家の方々、または現地にいる長期派遣専門家からのインプットが、じわじわとラオス側のメンバーに伝わり、ラオス側のメンバーにも力がついてきました。そして、日本側のラオス法の理解も進んできました。こういった時間をかけた検討の中で、同時にラオス側の日本側への信頼感も高まっていったわけです。そして、2012年によく正式に民法典の起草支援をプロジェクト活動の中に取り

入れることになりました。その後も、日本側からは日本の制度や価値観を押し付けることはせずに、例えば、他国の立法例を複数紹介し、またはラオス法のルーツやラオスの歴史や文化など、背景事情にも目を配りつつ、ラオス側のメンバーの中で一つ一つ結論を出していくのを待って、地道に進めていったわけです。言うなれば、ラオス側のメンバーの腑に落ちるのを確認しながら、時間をかけて進めていき、こうした活動が結実して、民法典の起草の完成と法案通過に至ったという、これが1つの例になるのではないかと思います。こういったものの波及効果というのも同時にございまして、例えばその日本側への厚い信頼は、ラオスの法曹養成の分野にも波及しています。ラオスでは、日本型の法曹三者の統一養成システムも導入したいという意思決定をしまして、2015年には司法省のもとに国立中央研修所という施設を設立し、そこで法曹三者の統一的な養成をスタートしています。現在でもJICAのプロジェクトやICDの活動の中で、この法曹養成については協力をしているわけですが、そういったことを日本型でやりたいとラオス側が意思決定をしたのも、地道な活動を彼らと共に続けてきた一つの成果ではないかなと思います。

森永太郎：

どうもありがとうございました。

この20年間、日本の法整備支援自体はもっと長いわけですが、当初、まさに森嶋先生がおっしゃったとおり、こちらのリソースの準備が全然できていないような状態から始まっていて、それは山下先生のお話にもありましたけど、できるところから

やるしかないというような調子で始まったというような感じがいたします。ですから、最初からこのような計画で、どこの国に、どこの国を、どう攻めてというような、そういう感覚ではまったくなく、頼まれたからさあどうしよう、というような形で始まり、それがしばらくの間続いてきたという印象を私自身は持っていますし、他の場面でもこういう話を申し上げたことがあります。要請主義を比較的重んじてきたということや、それから日本国内のリソースがそれほど整っておらず、選択的にやるしかないというような状況の中、それが必ずしも悪いことではなかったというように、私としては、今となっては感じております。というのは、途上国はこうあるべきだとか、それからここに地政学的にどうだとか、最初からこうであるべき、こうじゃなきゃならんという話になってくると、やはりどうしても、その次には押し付けみたいな話にならざるを得ないような感じがするので、そういう日本のそもそもの法整備支援の始まり自体が、割と押し付けに行かない要素を持っていたのじゃないかなと。なおかつ時間がかかるものだというところを、割と早い段階で意識したために、丁寧で気の長い、見る人によってはいつまでやっているんだみたいな話になるかもしれませんが、丁寧で気の長いやり方をするとするのが多かれ少なかれ、途上国の信頼をある程度確保することにつながっているのではないかとまとめたいと思います。

ということで、実は、このセッションの中で、いくつかご質問にお答えしたかったのですが、残念ながら時間があまりないので、ピックアップしたものだけざっと私からお答えします。

修習生の方から、検事の職務経験がこの業務に活かされたのか、逆はどうかというようなご質問がありますが、これについては、イエス、両方ともイエスだというふうにお答えしておきます。検事の職務経験はもちろん、長期派遣専門家あるいはICDの教官として、当然のことながら活かされますし、それから逆に帰ってきてから私なんかはやっぱり自分で経験したことが、検察業務には随分役に立ったなと思う場面が結構あります。視野が広がるせいで、考え方が柔軟になるということがあると思います。

それから、弁護士として法整備支援に関わる需要の多い分野というのはどこかというご質問ですが、これはどの分野というよりも、弁護士さんの力が常に必要です。どの分野か、特に *access to justice* の分野では、これはもう弁護士さんのお力がないと、まさに今、矢吹先生おられますけど、日弁連の力がないととてもじゃないけどできない分野ですので、こういう所では弁護士の先生方のお力を借りなければいけないという場面がたくさんあります。それから個別のご質問で、東ティモールの法整備支援計画の推進状況等についてご質問で来ていますが、これは先ほどちょっとご紹介した程度で勘弁していただきたいと思いついて、いろいろなことをやっていますが、非常にいい関係が続いております。

それから最後に、カンボジアの現地の方からのご質問で、他で取り上げる場面がないので、ここで取り上げてしまっていますが、日本が起草に関わった民訴法、民法の理解をするのに、日本の判例が読めないのが困っている、今後、日本の判例を英語で出版する考えはないのか？というようなご質

問があります。こちらは最高裁のウェブサイトには、最高裁判例でしたら多少は抜けておりますけれども掲載があり、今のところはそのぐらいかと思います。法令については、今、一生懸命日本語から英語に訳していますけれども、判例の方は確かにまだ最高裁以上にはなかなか追いつかない状態なのかなと思っております。そんなことで、皆さんのご回答になったでしょうか。

すみません、パネリストの皆さん。全然計画と違う方向に行ってしまいました。今のお話が次のパネルディスカッションの起爆剤になってくれれば、私としては多分パネルディスカッション1のモデレーターの役割を果たしたということになると思います。ちょうど時間がまいりましたので、ここで終わらせていただきます。パネリストの皆さん、ありがとうございました。あ、山下さん、どうぞ。

山下輝年公証人：

私が先ほど一言で「森嶋さんが何をやってるんだと思っているはずだ。」と言ったのを、森島先生に噛み砕いて言ってもらえました。ありがとうございました。ただ、坂野さんについては、森永さんからICDが役に立ったかどうかと言われて、多分困ってああいう答えになったのだろうなと私は思っていますので、その辺は理解してあげていただきたいと思います。

森永太郎：

フォローいただき、どうもありがとうございます。では、これでパネルディスカッション1は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

第4部 パネルディスカッション2 「これからの法整備支援」

庄地美菜子法務総合研究所国際協力部教官
(以下、敬称略)：

それでは、これからパネルディスカッション2を始めます。パネルディスカッション2は「これからの法整備支援」をテーマといたしました。パネルディスカッション1では25年余りの日本の法制度整備支援の活動の流れについてご議論いただきましたが、パネルディスカッション2では「これから」を議論いたします。パネリストの先生方を順にご紹介させていただきます。まず愛知県公立大学法人理事長、名古屋大学名誉教授の鮎京正訓先生。そしてJICAの国際協力専門員、弁護士の小松健太先生。法務省大臣官房国際課長の柴田紀子課長。慶應義塾大学大学院法務研究科教授、松尾弘先生。そして第1部に引き続き、当部の部長の森永も参加いたします。このメンバーでどうぞよろしく願いいたします。私は現在、ICDで教官をしています庄地と申します。それでは早速始めます。

25年余りの日本の法制度整備支援の活動を得て、近時、法制度整備支援の重要性はさらに広く認識され、そのような流れの中、法務省においても法制度支援を始めとする司法外交を一層積極的に推進する流れというのを打ち出しております。まず冒頭で、このような法務省の姿勢・取組みにつきまして、柴田課長からお話しただけですでしょうか。

柴田紀子法務省大臣官房国際課長：

大臣官房国際課長柴田です。私自身IC

Dの元メンバーで、カンボジアでJICAの長期派遣専門家として仕事をした経緯もありますが、今日は大臣官房国際課長として、官房国際課の設立の経緯あるいは司法外交の現状などについてお話させていただければと思っています。官房国際課は非常に新しい組織で、今から3年前の平成30年、2018年4月に創設されました。この官房国際課は、法の支配や基本的人権の尊重といった基本的価値を国際的に浸透させるための取組、これを司法外交と呼んでいます。これを進めていくための司令塔的機能を担うものとして創設されています。司法外交が重要であるという議論は、平成27年頃、冒頭森脇先生も言及しておられましたが、自民党の司法制度調査会で、このグローバル化の中で司法も国際化していかなければならないとか、司法外交の推進は、相手国の経済成長を支える司法インフラを整備し、SDGsの中でも掲げられている、誰ひとり取り残さない社会の実現に資するものである、といった議論がなされ、その中で司法外交を推進していくべきだと強調されてきたことに始まります。司法外交の重要性が提言にまとめられたり、その後、司法外交が政府の骨太の方針に反映されたりするなどしております。以上のように、司法外交という言葉が、共通のものとして認識されるようになった一つの大きなものとして、法制度整備支援があるのだと個人的には思っています。法制度整備支援の長年の実績が高く評価され、これが大変重要で価値のあるものであるといった認識が、司法外交といった流れにも大きく貢献しているのだというふうに思っています。ところで、官房国際課は2018年に創設されましたが、まずは

2020年に当初予定されていましたが、京都 kongress の成功を大きな目標としていました。そして、このkongressの年を司法外交元年として、その後さらに司法外交を展開していくため、官房国際課はこれまで活動してきております。

ですので、今から司法外交についてご説明したいと思っております。まず1枚目のスライドで、先ほども申し上げたように、京都kongress、これが1つの大きな司法外交のマイルストーンと位置付けておりましたので、これについて少し説明させていただきます。京都kongressは、国連の犯罪防止刑事司法分野における5年に1回の大きな会議でございまして、正式名称は第14回国連犯罪防止刑事司法会議といたします。これは2020年に開催する予定でしたが、コロナウイルスの関係で1年延期になり、ようやく今年の3月に実施することができました。この京都kongressの実施は大変大きな、いろいろな意味で意義がありまして、一つはコロナ禍あるいはポストコロナの中での初めてのこの大型の国際会議を安全に実施することができた、コロナ感染者を出すこともなく、無事に実施することができたという意味で、新しい国際会議のモデルを示すことができたと考えています。このkongressはインパーソンとオンラインの参加を含めたハイブリッドで実施し、全体では152か国から5,000人以上が参加登録をしております。これは過去最多の参加となります。ここでは成果文書として京都宣言というものを採択しております。このkongressは無事に成功しましたが、これで終わりというわけではなく、この成功を踏まえ、京都kongressの成果の展開として、この京都宣言の実施

をしていくということが、官房国際課としては非常に大事になってきます。その中には3つの柱がありまして、1つはアジア太平洋分野の刑事司法のフォーラム、プラットフォームを作るということ。それから、法遵守の文化のためのユースの、若者のグローバルフォーラムを定期的に開催するという。それから、再犯防止分野について、国連の準則を作っていくということ。こういったことを内容としています。以上が京都コンGRESSです。

その他の大きな司法外交の取り組みについてもご説明します。法制度整備支援、これは先ほども申し上げましたように、司法外交の大変大きな柱だというふうに考えています。冒頭に森島先生の方から、戦略はあるのかという話でしたが、創設時から法制度整備支援に関する戦略協議の場を設けております。これは、外務省、JICA、法務省の関係者が年に数回集まり、政府の方針や法制度整備支援の現状を共有するほか、こういった分野で、またどういった地域・国に対して支援していくべきか、さらにどういったアクターと連携していくべきか、あるいは法制度整備支援の評価指標はどういったものがあるのか等々、様々なトピックについて議論する場です。先ほども申し上げましたが、これまでコンGRESSの成功ということを第一目標としてやっておりましたが、コンGRESSが無事に成功し、これからさらに法制度整備支援の戦略、法制度整備支援のあり方についても、関係者の皆様と協議させていただきたいと思っております。

次に、大きな柱としては、民商事法分野におけるさらなる展開というものを考えております。その中には2つ柱があり、1つ

が国際仲裁の活性化です。国際仲裁は、現在では国際商取引分野の紛争解決のグローバルスタンダードとなっており、これを活性化することによりまして、日本企業の海外進出、それから海外からの投資を呼び込むということに資すると思っております。ところが、日本は他の国、アジアの国と比べても、国際仲裁の利用がやや低調な面がございます。官房国際課においては、この分野の活性化に力を入れております。政府におきましては、官民が連携して国際仲裁の活性化に向けた取り組みをしており、法務省のみならず関係府省が一丸となってこの取組を進めております。法務省では現在、仲裁専用施設の整備、仲裁人や仲裁代理人の人材育成、それから国内外の企業に対する周知啓発といったインフラ整備もしておりますし、同時に、外弁法の改正、仲裁法の見直しといった法制度の整備も積極的に進めているところであり、いずれはアジア随一の国際紛争の解決拠点と言われるようになりたいと思っております。それからこの民商事法分野における展開の2つ目の大きな柱が、国際的なルール形成にコミットするということです。1つの例がUNCITRALという国連国際商取引法委員会、これは国際商取引法分野における条約の作成などを行っている国連の委員会でございますが、ここで行われるルール形成に積極的に参画していこうと取り組んでおります。具体的には、法務省職員をUNCITRAL事務局へ派遣する、同事務局に対し活動費用を拠出して日本提案のプロジェクトを実施する、UNCITRALと共催でイベントを開催するなどの取組を通じて連携強化を図っております。これは国際分野のルール形成に向けたコミットメント

の1つの例ではありますが、こういった展開も現在しております。

その他、大きな柱としては、いろいろな国、それから共同体の連携強化を今積極的に進めています。いろいろな国とMOC、協力覚書を交換して、今後の協調関係の基盤を作るということを積極的に行っていますし、また、コロナ禍ではありますが、駐日各国大使等の表敬を受けるなどして積極的にコミュニケーションを図っています。例えば、去年の12月には、アラブ外交団といってアラブの10か国以上の駐日大使等が法務大臣に表敬に来られまして、そういったコミュニケーションを図っています。先日は、駐日英国大使が法務大臣に表敬されました。こういった形で、コロナ禍ではあるものの、その中でできる限りのこうした各国、それから共同体との連携を進めています。共同体という意味では、今後はASEANとの連携を強化したいと思っており、後の国際法務人材のところにも出てきますが、官房国際課の出身者が現在ASEAN日本政府代表部でアタッシェとして活動しており、そういったネットワークを活用しながら、現在ASEANとの連携を強化しているところです。

最後の大きな柱が、国際法務人材の育成ということところです。私自身、カンボジアで長期派遣専門家をしたほか、UNODCという国連の機関に出た経験もありますが、やはり日本政府全体として、日本人のプレゼンスが大変低いなというふうに思っています。そうした中、国際情勢を踏まえたバランス感覚やリーガルマインドを持った国際法務人材の育成は、もうマストだというふうに思っています。そういった観点から、官房国際課においては、積極的に新し

く在外公館あるいは国際機関等にポストを作る努力をして、そこに人を派遣するということを進めています。その他、国際機関に派遣される前の職員に対して、語学研修、あるいは試験を受ける際には、面接試験の準備・トレーニングをしたりするなど、そういったサポートもしているところでございます。

現在90名ほどの法務省職員が世界で活躍しております。大半は在外公館職員で、これは伝統的に昔から派遣している者ですが、この中にも国際課ができてから、国際機関あるいは在外公館に複数のポストを新設し派遣をしております。現在、さらに新しく別の国際機関にポストを設けて人を派遣するということを考えているところでございます。こうした国際法務人材というのは、法務省だけの話ではなく、例えば政治の方の世界でもルール形成戦略議連というものもあり、国際機関のトップに日本人が少ないあるいはいない、それでは良くないということで派遣していくべきだという熱い議論が最近されています。そのためには、いきなり国際機関のトップに人を送ることはできないので、若い段階から計画的に戦略を持って派遣していかなければならないといった議論がされております。それを受けまして、法務省も外務省その他省庁と先日、どうすれば日本人職員を積極的に海外に派遣できるのかといった会議の場を設けるなどして、法務省だけがやるのではなく、もちろん外務省その他の関係省庁とも連携しながら、こうした取り組みをしているところでございます。簡単ですが、以上が司法外交のいくつかの取組でして、京都 kongress が無事成功しましたので、これからはこれを踏まえてさらなる司法外交

を展開していきたいと思っています。以上です。

庄地美菜子：

柴田課長ありがとうございました。お話の最後にありました、人材育成、人的リソースの確保については事前の質問もいただいているところでございます。どうもありがとうございます。ここからは、現在直面しているそれぞれの課題や今後の法整備支援のあり方を議論していきたいのですが、各論点を議論する前に、全体としての共通する基本立ち位置といますか、軸とすべき大きな視座について、はじめに松尾先生お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

松尾弘慶 慶應義塾大学大学院法務研究科教授：

ありがとうございます。慶應大学の松尾です。私は2001年からラオスに対する法整備支援に参加し、今日はICD設立20年ですが、個人的にも20年が経過し、あっという間の20年だったなあという気がいたします。その間、2018年にラオスの民法典が制定され、ネパールでは2017年に民法典が制定されましたが、これらに関わった経験の中で、自分の感じたことを最初にお話しして、法整備支援の今後の課題に関する議論の叩き台を提供させていただきたいと思います。先ほど森寫先生や山下元部長からお話があり、法整備支援の草創期に、何も無いところから立ち上げるということがいかに大変だったのかということに改めて感じました。私はその少し後から、今日この後お話される鮎京先生などからいろいろと教えていただきながら、

法整備支援に取り組んでまいりました。

まず、法整備支援のこれまでの成果として、私は4つぐらい大事なことがあるというふうに感じています。第1に、法整備支援の相手国の主要法令がかなり整ってきたのではないかとということです。とりわけ、個人の権利・義務を規律する基本となる民事基本法制を中心に、法令整備がかなり進んできたと思います。それをベースにして、さらに対象法分野が広がってきました。先ほど森永部長からベトナムの国家賠償法の制定支援にも言及がありましたが、こういう分野にも広がってきたというのは、市民の基本的な権利・義務を規律する民事基本法制が徐々に整ってきたからではないかと感じています。それから、法制度を運用する人材の育成や法学教育のための支援ツール、教科書・問題集・マニュアル類等もかなり充実してきたと思います。そして、私が何より実感として思うのは、相手国における法律の概念と用語が徐々に洗練されてきたことです。この点に関しては、新しい法律概念も必要に応じてその国の用語でクリエイトされてきました。そして、法律の理論の枠組みというようなものが、徐々に見えるようになってきたと感じます。これらが実効的な法整備をしていくためには、やはり非常に重要な点ではないかと感じているところです。まだまだ課題はありますが、それらは法整備支援を通じて実際に産み出された成果といえるのではないかと思います。

それから、第2に、今度は日本側の問題として、日本における法整備支援の体制整備がかなり進んできたと思います。今ではICDとJICAと、それから大学とNG

O, とりわけ日弁連や国際民商事法センター I C C L C が強固な連携協力をする形で法整備支援を実施できるようになったというのは、非常に大きな成果ではないかと思っています。例えば、今では法整備支援のための様々な会議が頻繁に開かれているわけですが、議題の設定から日程調整、会議の進行、議事録の作成等が、きわめて迅速かつ円滑に行われる体制ができています。あるいは研修をする時に J I C A の施設を利用させていただいたり、現地セミナーを開くために現地専門家と連絡を取り合っ、参加者の調整、場所の確保、プログラムの設定を行い、実施するという点についても、非常に機動的に行えるようになってきたことは大きな進歩だと実感しています。何よりも、この法整備支援連絡会が毎年連綿と続いてきた、その成果である I C D N E W S も着々と蓄積されている、これ自体が非常に大きな、将来にわたっての資産だと思っています。このような法整備支援に直接・間接に関連する活動の継続性は、非常に評価されるべきものだと思います。そういう形で、法整備支援自体のガバナンスが構築されてきたというのが、この25年だったのではないかと思います。

成果の3番目としては、法整備支援の方法論について、かなり経験と知識が蓄積されてきたといえると思います。各国の状況に応じて、法令の草案を提示するタイプ、共同研究のタイプ、コメントを提示してフィードバックを繰り返すタイプと、様々な方法を試す中で、それぞれの方法の長所・短所というものを比較して、仮に相手国の状況が許すならば、別の方法は何だろうかということを考えることができるような状況になってきたのではないかと思います。

す。

そして、第4に、法整備支援の理念についての探究も深まってきたということがいえるのではないかと感じます。今や「良い統治」の構築のための自助努力を支援するということは、法整備支援を行う者にとっての共通認識となりつつあります。この共通認識に基づいて、法制度整備支援の基本方針が作成、改定され、そして今、柴田課長からご紹介がありました官房国際課が設置され、司法外交についての方針が作成され、法整備支援についての戦略協議の場が設けられるようになりました。このように長期的視野からみると、官房国際課の設置というのが、今までの法整備支援とこれからの法整備支援をつなぐ結節点になるのではないかなというふうに思っています。

では、こうした成果を踏まえて、これまでの様々な反省材料をどのように活かすかという観点から、どのようなことを引き出せるかという課題を3つほど、さらに検討したいと思います。

1番最初の課題であると思うことは、法整備支援の順序について、もう少し熟慮する必要があるのではないかという点です。例えば、相手国における民事基本法制の整備が不十分な中で、個別の応用法分野に注力するという点については、やはり再考が必要ではないかという反省が、今改めて求められているのではないかと感じています。国民の権利がしっかり保護されるという意識が常識化するような民事基本法制がないと、やはり社会秩序というのは、クー・デタや災害等に起因する混乱をきっかけに、あっさりと覆されてしまうと思います。たしかに、法整備支援においては、スピード感を持った法整備支援、比較的短

期に成果が目に見える法整備支援も重要ですが、しかしながら、そのようなアウトプットにあまり気をとられると、法整備支援の本来あるべき順序というものについて混乱が生じ、法秩序を必要以上に複雑化し、かえって相手国の法整備により多くの時間を要する結果になってしまうのではないかと危惧しています。まさに急がば回れですが、このようなことも踏まえて、戦略協議の場でも、法整備支援の順序について、戦略的な視点を確実に強化していく必要があるということです。

課題の2番目として、法整備支援を始めるに当たり、とりわけ、立法支援を始めるに当たっては、相手国の現行法や慣習といった既存の制度、つまり、制度変更のための足場になるようなルールについて十分に調査し、理解しておく必要があります。そうした既存の制度的な足場から出発して、法令の制定および改正を行うという、制度変更のプロセスを尊重した法整備支援の方法をさらに強化する必要があるのではないかと考えています。日本の法整備支援の相手国は、ネパールを除けば、すべて植民地経験を有する国ですが、植民地時代に行われた様々な法令の影響が根深く残っています。また、植民地経験の有無を問わず、伝統的な習俗、宗教的規範、慣習の影響というものが、法整備支援をやっていて、例えば、個々の条文の内容を協議する中でも、非常に強固に残っているなど感じることがあります。それについては、やはり十分に時間をかけて調べておく必要があります。例えば、相続による財産承継のルールにおいて、相続財産をどのように捉えているか、被相続人の債務をどのように処理しているか、それとの関係で遺産分割

をどのように行っているか、夫婦の婚姻中に取得した財産の帰属をどのように捉えているか、不動産取引の実務において、当事者以外に誰が関与しているか、どのような書類を作成し、どのように決裁しているか、登記の申請はどのように行うかなど、どの国でも日常的に普通に頻繁に行われている権利変動のルールには、既存の実務で通用している慣習が非常に強固に残っているように思われます。そういうことについては、それらを変更するにせよ、明文化するにせよ、あらかじめ現在の足場が何かということについてのしっかりとした調査が必要ではないかと思えます。そもそも制度改革を支援するということは、どういうことなのか、それが思っていた以上に容易なことではない、とりわけ、新しいルールを作り、社会に定着させるということが、考えるほど容易にいくものではないということを感じ知らされるような20年だったなという気がいたします。

それから3番目の課題は、法整備支援は非常に専門性の高い活動ですので、直接の相手方になるのは、やはり法律の専門家であるという点に関わるものです。その結果、法整備支援の成果というものが、ややもするとごく限られたサークルの中で循環してしまう、相手方の外になかなか出て行かないというような問題も生じがちであるように思えます。法整備支援の相手方が、その成果を同僚に、その所属組織に、さらにはより広くその国民の権利の保護や利益の向上に向けて、どのように活用しているかということについても、常に意を用いることが求められるように思われます。法整備支援の成果が、社会の共通財産と言うのでしょうか、社会にとってコモンなものに

なるということについて、より強く意識する必要があるだろうと思います。

最後に、以上に述べました成果と課題を踏まえて、日本は今後、法整備支援に関して具体的に何をすべきかという点について、3つほど申し上げたいと思います。

1つは、法整備支援のセオリーといえますか、方法論を構築していくということです。これは、今朝の森脇先生のお話にもありましたし、鮎京先生もお話しなさると思いますが、既存のルールを調査し、そして法整備支援の順序を含めて戦略というものをしっかり立てて、法整備支援をより充実したものにしていくということが必要だということです。この観点からは、現在の法律制度整備支援の基本方針についても、できれば現場で直面している問題を常にウォッチしながら、随時改定していくことが必要であるように思います。毎年それを行うというのは現実的ではないかもしれませんが、数年に1回はやはりこれをレビューしていく必要があるでしょう。法整備支援の方法論を深めるといふ観点からは、現場の変化をフィードバックした基本方針を作ることが必要だと感じます。

それから2番目に、法整備支援の成果をできるだけ外に広げるという意味で、法整備支援の成果を社会の共有財産化することについても、法整備支援の計画段階から、戦略の中に入ってもいいのではないかと思います。その場合には、法整備支援の究極目標が何なのかということについて、相手側と日本側との間で常に共通認識を深めておく必要があるように思います。現在、法律制度整備支援の基本方針にもありますように、相手方のグッドガバナンスを構築するということは共通目標になってい

ますが、実はさらにその先にある目標として、「いつでも、誰でも、どこでも、法によって各人の権利の保護が確実に図られる」という意味での「法の支配ユビキタス」の状態の実現があると思います。この先にある目標を絶えず意識して、それは簡単に達成されるものではありませんが、常に「法の支配ユビキタス」に少しでも近づくようにという思いをもって、日本と相手国が協力する、ということが必要ではないかと思えます。

3番目に、次期の法整備支援の大きな課題として、これは従来の法整備支援と少し方向性が違いますが、日本の法整備をどうするのかという問題意識との接合ということも必要であるように思います。日本の法律制度や法律学の発展と法整備支援の成果とを、どのように関連付けていくかということです。日本も今現在様々な問題に直面しておりますし、国としての発展の方向性ということについても模索している段階にあると思います。その中で、法律の分野でも、法実務および法律学に関わる方が、日本においてどのような法整備をしていくのかということについても、法整備支援からのフィードバックを受ける形で取り組むことによって、より当事者意識が高まっていくのではないかと感じています。少し長くなりましたが、私からは法整備支援の成果、課題、そして具体的な行動について、以上の整理をさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

庄地美菜子：

松尾先生、ありがとうございました。この25年間で先人が築いてこられたもの、そしてこれまで足りなかったもの、今後を

求めていくべきものという、大きく3つの観点からお話いただきました。特に最後におっしゃっていただきました戦略の関係で、戦略の充実という観点から、さらに個別の議論を進めていきたいと思えます。これに関しまして、まずは日本国内外の人材育成のあり方、日本の中で法制度整備支援を支える人材育成あるいは支援対象国の法曹、あるいは支援対象国の社会を支える人材の養成という観点から、鮎京先生にお話いただきたいと思えます。本日は大学生、法科大学院生の皆様も多く申し込んでおられます。鮎京先生、それではどうぞよろしくお願いいたします。

鮎京正訓愛知県公立大学法人理事長・名古屋大学名誉教授：

私は途上国におけるいわゆる立法支援ということに深く関わったことはなく、ひたすらこの25年間ぐらいですが、途上国における法律人材の育成、法学教育支援という、そのような分野でずっとやってきた者であります。途上国における法学教育支援というのは、1つは日本法センターなどを設立して、途上国の法学部の学生を育てるということ。そしてもう1つは、その中で優秀な学生を日本あるいは名古屋大学に留学させて育てるという、そのような活動をやってまいりました。その法学教育支援の成果があったのかという問題については、今日の午後の最初のセッションで、藤本CALEセンター長から詳細なご報告があったので、私は繰り返しません、今申し上げたように、現地に日本法教育研究センターを設立し、日本語による日本法教育を行い、また英語による教育も行ってまいりました。一例だけ挙げますと、これは午前

中にも少し紹介がありましたが、ベトナムの司法省の司法大臣のロンさん、この人は私どもの名古屋大学の卒業生です、また同じく司法省の副大臣のオアインさんという女性の方、この人は私の直接の弟子であり、名古屋大学の卒業生です。また、一か月ほど前にまた嬉しいニュースが飛び込んでまいりまして、ベトナム外務省の副大臣に、やはり名古屋大学卒の人材が就任したということで、一例でありますけれども、これらの人たちが立派に活躍しているということで、私は法学教育支援の意義は充分にあると思っておりますし、その意味では今後もこうしたプロジェクトを続けなければならないというふうに思っています。その場合、様々な経験をしながら、どのような人材を育てるかということについては、現地だけのセンターで学ばれた方、あるいは日本に留学してきた人というふうに様々な分類できますが、特に留学をしてきた人は、それぞれの国におけるエリートでありますから一言で言うならば法の学識者を育てる、この場合、法の学識者とは何かといえますと、自国の法の有り様を客観的に見ることのできる人、こういう人材を私たちは育てなければいけないし、そのための教材開発も今、若手の法律教員によって日本で行われています。

それからもう1つは、現地の人間を育てるだけではなく、1つの重要な今後の課題として、法整備支援に取り組む日本人学生を育成するということが大変重要な課題であると思っております。そのために私どもは、日本法教育研究センターコンソーシアムという全国組織を3年前に設立いたしました。顧問には森嶋先生になっていただき、私が会長を務めておりますが、その中

で非常に顕著な事例として、名古屋大学の学生、法科大学院生などはもちろん取り組んでいくのですが、特に松尾先生の慶應大学、あるいは一橋大学の法科大学院の出身者というのが法整備支援にとっては積極的な役割を果たしています。このようなことを鑑みますと、この1年ほどオンライン講義などの経験を得たその感触で言いますと、全国の法科大学院生で、志のある若い人たちに対して法整備支援のオンライン講義を始めたらかどうかというふうには感じております。そういう形で人材育成をしたい。人材育成については以上簡単にしておきます。

次に、今後の法整備支援をどう考えるかという今日のこのパネルディスカッション2のテーマに関して、時間も限られていますので、いくつかのことだけを申し上げます。今日、森嶋先生の記念講演、基調報告を聞いておまして、非常に大変に強い決意で今日の講演に臨まれたというふうには強く感じました。どういうことかということ、2つの点であります。それは私の聞き間違いでなければということで、合っていることを願っているのですが、要するに1つ目に先例踏襲ではダメだ、新しい時代ということ 키워ドにされながら、そこでポツリと、『寄り添う援助』で今後もいけるかということをおっしゃられた点に私は非常に強い関心を持ちました。

それからもう1つは、時代状況の変化をどのように考えるかという点についてですが、まず、これについてお話したいと思います。

日本の法整備支援が始まった1990年代というのは、言うまでもなく1989年の東欧社会主義の崩壊、あるいは91年の

ソ連邦の解体という、これらの状況の中で、これからは人権・民主・法の支配というのが重要だと言うようなスタンスと言いますか、そのような全体的な世界の精神状況の中で法整備支援が始まりました。従って、例えばスウェーデンの法整備支援は、人権、民主主義、法の支配あるいはジェンダーということが前面に掲げられる、フランスも法治国家の樹立というのを掲げながら、あの時代、支援を行ってきました。ここで重要なことは、いわゆる途上国側、支援を受ける側で、これは特に中国も含めてであります。自分の国の人権、民主、法の支配の状況が実はちょっとまずいぞという、そのような態度というか、その感覚でもって受け止めたきらいがあります。あれから25年経ちましたが、25年経ったらどうなったかということ、これは森嶋先生の基調講演の中にもありましたが、雰囲気ガラッと違ってきています。違ってするのは、「異形」という言葉がありますけれども、「異形の法理論」、あるいは「異形の法理解」、異形の例えば人権論、民主主義論あるいは法の支配論が、この法整備支援を私どもがやっている相手国から出てきています。「異形」というのは何かと言いますと、これは「普通とは違った怪しい姿とか様子」というそういうものであり、通常、私どもが日本で勉強してきた人権、民主主義、法の支配とはまったく異なる理解でもって現実を乗り切っていくという、そういうことだろうと思っております。それに対して日本の対応ですが、言うまでもなく、G7の昨日の会議において、先ほど来議論が出ている人権、民主、法の支配などの普遍的価値の共有ということが言われています。そうであるとするならば、日本の

法整備支援も何らかの形で今後変わっていかねばならない。例えば、先ほど矢吹先生が市場経済化と民主主義が連動するのではないかというのが、やはり今になってみると間違いだったという議論があり、権威主義をもたらしてしまったということがあるわけですが、そういった市場経済化と民主主義や人権というものが必ずしも連動していかない現実を私たちは見ていかねばなりません。

今日に至る前に参加者の方から13個の質問票が出ておまして、例えば公法分野をもう少しやってはどうかというような意見がありました。これについては、日本はこれまでのところ公法分野というのはなかなかやっておりません。ウズベキスタンの行政手続法、行政訴訟法支援というのが、ある意味では本格的に行った唯一の例だというふうに思っておりますが、例えば韓国の法制研究院とコンラート・アデナウアー財団がベトナムの憲法裁判所創設に向けた法整備支援というのは、私の理解によると一定程度の成功を収めました。結局のところ、憲法裁判所創設は実現できませんでしたが、ベトナムの法学者の中に相当程度の憲法裁判所に対する共感を得ることができたように思います。そういう意味では、私は公法分野の活動あるいは人権の分野というのは非常に難しい問題があり、私も実はベトナムで試みたことがあるんですけども、有り体に言うと嫌がるんです。嫌がりますが、にも拘わらず、若い世代の日本の法整備支援担当者が、いろいろ工夫をしながら、アイデアを出しながら、先ほどビジネスと人権という話がありましたが、ぜひこういう分野でも成功例ができるといいなというふうに思っております。あと、もう

1つだけ申し上げます。13人のうち3人から意見がきています。それは、この後、小松さんが話されるということで、多分他の人は遠慮されたと思うのですが、ミャンマーについては、特に法学教育支援との関係で、実は深刻な事態が起こる可能性があります。つまり、JDSというスカラシップでミャンマーからも若い人が来るんですが、JDSで人材派遣する留学生を選ぶのは相手国政府なわけです。そうしますと、相手国政府、今で言うと国軍であります。ここが選んだ留学生がもし来た場合に、様々な問題が起こってきます。したがって、午前中の議論か何かで、このミャンマーについては今のところ中断になっているという話がありましたが、そういう意味で私は、支援の分野によるとは思いますが、とりあえず一旦停止をする、そういうことが私は大事なような気がします。この点についてはぜひ、後の小松さんの意見も聞きたいと思えます。以上でございます。

庄地美菜子：

鮎京先生、多岐にわたるお話をどうもありがとうございます。また、事前に寄せられている参加者からのご質問にもお答えいただきましてありがとうございます。続きましては、支援を戦略的に進めていくという観点からお話をおうかがいしたいと思えます。先ほどパネルディスカッション1の中で、日本の支援の特徴であるオーナーシップを尊重した支援、寄り添い型の支援という話が出ましたが、それが日本の長所であるわけなんですけど、それと戦略的に進めていくということの関係について、松尾先生いかがでしょうか。また、戦

略的に進めていくということに関連しまして、支援の成果についての検証というものが不可欠ですが、法制度整備支援は他のジャンルに比べても、成果の客観的な観測に非常に困難を伴うものだと思います。この点についても、どのように成果を評価するのか、評価するための指標はどのように設定したらいいのかということについて、合わせて松尾先生、お話しいただけますでしょうか。

松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授：

はい。ありがとうございます。まず、物事を「戦略」的に進めるということは、第1に、「目的」を確実に達成するためにその「手段」を具体化すること、第2に、その目的が最終的に向かっている「究極目標」ないし「真理」を明らかにすることを意味しています。それは、単に競争に勝つためにうまい方法を工夫するといったこと以上の含意を本来もっています。目先の目的を達成しても、それが最終的に何に通じているか、真理に近づいているかが分からなければ、虚しいものになってしまうからです。この意味において、法整備支援を「戦略」的に進めるときに、オーナーシップの尊重は、1つのプロジェクトの目標を効果的に達成する手段としての有用性ととも、それ自体が相手国における「良い統治」の実現という、より上位の目標に通じているという意味で、欠くことができない重要性をもっていると思います。では、どのようにして相手国のオーナーシップを尊重するかという点についてですが、やはりプロセスが重要で、個々の法整備支援プログラムの中で、相手国が主体性

を持って取り組み始めることがオーナーシップを取得するためには不可欠になりますので、第一球を投げるのは相手国側からするような準備が必要であると考えています。例えば、法令の制定やその改正のための規定案の起草支援においては、まずは相手国の担当者が起草をすることが目指されるべきです。そのプロセスで良い統治に不可欠な法制度を運営する人材の育成に通じる効果が期待できます。しかし、それは非常に大変なことです。その準備のために、かなり長い期間がかかるかもしれません。そして、もう1つ大事なことは、相手国の担当者が起草し、それに対して日本側が問題点の指摘や代替案の提示などの形で支援するというのを考えたときに、起草プロセスと協力体制に関するルール、ルールを作るためのルールといいますが、よくメタルールというような言い方もされますが、それをしっかりと作り、関係者の間で常に共有するということが必要になってきます。そのような形で起草された案に対して、日本側からコメントや修正案を付して相手方に投げ、それに対する修正についてさらにコメントするというやりとりを、何回もするというようなことが必要になってくると思います。ラオスやネパールではこの方法を試みましたが、これには膨大な時間と労力がかかりますので、あらかじめそのための体制を確保する必要があります。こういうプロセスも含めて、プロジェクトの内容と目標に書き込んでいくことにより、個々のプロセスが計画に従って淡々と進んでいること自体が、たとえば法律という目に見える成果が現れる前であっても、評価の対象になるということが重要であると考えています。つまり、プロ

セスを尊重しながら支援していくということです。そのためには、すぐに目に見える成果という形で現れてはいないものの、淡々とプロセスが進んでいるということ自体を評価する仕組みを作っていく必要があるように思います。また、立場を替えれば非常に良く分かると思うのですが、自国の法律について、外国人が口を挟むということではできれば避けてほしい、という気持ちを持つのがごく自然な感情だと思います。そういう中で、それでもなお相手国の人たちが法整備支援を受けることに乗ってくる、オーナーシップをとることに意欲的になることがあるとすれば、それはそれ自体がやっていて非常に面白いとか、新しい発見があると感じる時だと思います。実際、そうした体験をして、自分たちがあれこれ悩んで、議論を交わした末に、みんなが納得する良いアイデアが出てきたという喜びを共有できるようなプロセスが多くなってくると、自発性や主体性が高まってくことを私自身は感じました。このようなプロセスを通じてオーナーシップは、あたかも時効取得のように、徐々に形成されるのではないかということを感じました。これはオーナーシップを尊重した支援の仕方の1つということにすぎず、これに限られないかもしれませんが、1つの方法としてご提案したいと思います。

相手国のオーナーシップを形成しながら、法整備支援を戦略的に進めるためには、庄地さんから指摘があった、法整備支援の評価方法とその指標をどう考えるかということが、重要になってきます。これについては、2020年の10月から法制度整備支援の評価・手法に関する研究会が、ICDのリーダーシップによって立ち上げ

られ、法務省、JICA、大学等から参加する形で、検討が進んでいます。2021年3月までに8回開催されており、その後も続いています。DAC評価5項目といった一般的な評価指標をベースにしつつも、それを法整備支援に適合するようにアレンジする方法も含めて、法整備支援に相応しい評価指標はどうあるべきなのかということを探求していく試みです。その際に焦点になるのは、個々の法整備支援のプロジェクト目標は、その上位目標を達成するための手段であり、それはさらにその上にあるスーパーゴールを達成するための手段であるという形で繋がっていることを、どのように認識するかということです。このプロジェクト目標、上位目標、スーパーゴールないし究極目標をしっかりと関連付けるということが、戦略的な法整備支援の核になる考え方だと思うのです。大事なことは、それぞれのレベルの目標に何を入れ込むかによって、法整備支援の戦略性がどのように高まるかということをしっかり議論することです。プロジェクト目標やその上位目標を考える時には、できるだけ具体的に、成果の有無や内容がわかるものを具体的に書く一方で、それが最終的に目指しているスーパーゴールや究極目標についても、それ自体をすぐプロジェクトの中でやるわけではないものの、意識して議論し、法制度整備支援の基本方針等に反映させるということが、戦略性を高める意味でも大事ではないかと思います。個々のプロジェクト目標の書き方は、法令の起草や、教科書やハンドブックの作成といったプログラムと、法律人材の育成といったプログラムとを例にとっても、客観的に指標化することが比較的やりやすいものとそうでないも

のとの違いは当然ありますので、プロジェクトの内容に従って相応しい書き方を工夫して、より良い方法を開発していく必要性が非常に高いと考えています。制定・改正された法令の数や質、あるいは作成された教科書・ハンドブックの質や量、研修等に参加した研修員の数、留学プログラムであれば学位取得や資格取得者の数など、様々な客観的な指標があると思いますが、やはり大切にしなければいけないことは、オーバーラップの形成という観点から、個々の活動における議論の内容にどのような進展があったのか、そのプロセス自体についても、記録を作成することによって、いざとなれば確かめて、評価の対象とすることができるという準備をしていくことも大事ではないかと思っています。

最後に、法整備支援の評価指標を作る目的は大きく分けて2つあると思うのですが、1つ行政事業レビューなど、外部の評価を受けるためです。外から見て、法整備支援の成果というのをどのように分かりやすく、専門家でない人にも説明するのかというものです。もう1つは、法整備支援に参加する者にとって、その活動をより良いものにしていくためです。そして、将来は、外部からの評価を受けるための指標にも、法整備支援に参加する者がより良い法整備支援を進めていくために有用な評価方法が反映されるような指標づくりを進めることが、単なる説明のためではなく、本当に役に立つ中身のある指標作りに繋がっていくと思っています。

庄地美菜子：

松尾先生、どうもありがとうございました。

先ほどのパネルディスカッション1の中の最後で、丁寧で気の長いやり方で日本の法制度整備支援をしてきたということが、日本の法制度整備支援に対する大きな信頼になっている反面、今後もう少し戦略性に、いつまで支援をするかといったような点について、何らかの基準を明確にしていくべきではないか、そのような話にもなってくるのではないかということについても言及があり、この点について、このパネルディスカッション2で議論をすべきという形で、パネルディスカッション1からパネルディスカッション2にバトンタッチがあったと思います。

それに関連して、日本の支援は押しつけではなく、支援を求めている国のニーズに沿った支援、オーナーシップの尊重という点が長所であり、かけがえのない強みである一方で、支援対象国の求めるままに、その都度、その時々で応えていくというやり方は、長期的、計画的、戦略的な支援という観点からみた時に、弱い部分があるという批判があり得るのではないかというのが問題点だというふうに、私なりに理解いたしました。この点についてバトンを返すようではありますが、森永部長、どのようにお考えでしょうか。

森永太郎：

はい。ありがとうございます。この戦略論というのは、もうここ15年ぐらいずっと言われてきたことで、戦略がないとか、もっと戦略性を持ってやりなさい、あるいは公式文書の中でも戦略的に進めるというような言葉が躍ってはいるのですが、果たして、この「戦略的に」とはそもそも何を意味するんだというところに、おそらく論

者によって全然違うというような部分があります。

それで、私なりに考えますと、先ほど松尾先生などがお話された意味での戦略というのは、これは戦略と言うよりもむしろ、法整備支援のあるべき手法のような方法論の話になってくるのかなというふうに思いました。また逆に、もう少し政治的なといいますか、外交的なあるいはそういった方の立場からすると、この戦略というのは、例えばどこの国に支援するのか、例えば、日本と経済的関係の深いところ、全然性質の違うものが2つ共存していて、これをしばしばごっちゃにして議論している可能性があります。

個人的な見解を申しますと、私は政治的な方の戦略というのはもともと私自身が考える資格があるのかどうか怪しいのですが、私自身は、それは困っているところがあるから助けるんだということに尽きている、と言うふうに考えながらこの業務をしております。強いて言えば、もう少しそれを戦略っぽく言いますと、例えば、ラオスに対する支援が一時スローダウンしたことがあったのですが、その時に私が1番危機感を感じたのは、やはり地域の中でのギャップです。要するに、周りが発展していくのに、そこがエアポケットのように、助けを求めているのに助けてもらえない国があるということになると、それはやはり地域の不安定化ということになり決していいことではない、それは回りまわって日本で外交面でももちろんネガティブなことになってくるのではないかと、というようなことを考えたことがあります。

逆に、論者によっては、日本の国民の税金でやるのだから、例えば、日本の企業の

市場開発に資さなければならぬと、それを第一義にすべきだという人もいます。これについては、私も経済界の人とも何度も話したことがあります。意外に経済界はそうは思っていないんです。むしろ、別に誰が法整備をしようが、ビジネス環境が良くなりさえすればいいわけであり、それ以上のことは必要ないというようなお声が多いようです。ですから、そういった面での戦略という話からすれば、それはオーナーシップがあるかないかということは全然次元の違う話だろうと思っています。

それから、松尾先生のお話にあったような、いわば法整備支援のあるべき方法論としての戦略、例えば私は松尾先生のお話の中で非常に重要だなと思うのは順序です。ある国がある問題を抱えている時に、それをどのような順序で解決していくのかということ、こちらばかりが考えているのではなく、先方の人たちともよく話し合っ、お互いにさてどういうふうにかこれをやろうかと、それが1番いいのかということ、ここはやはり、ただ単に、例えば向こうがこういうことを求めているから、ただそれに応じますとやってやる支援ではやはりダメであって、こんなことをやって欲しいという要望があった時に、ちょっと待ってくださいと、その前に皆さんやることはないですか、そこが大事なですよ、ということに気づいてもらい、むしろそっちから始めませんかというような方向に話をもっていくという事は、非常に大事なだろうなと思っています。それもやはり一つのあるべき手法としての戦略ということになるんじゃないかと思ひまして、ですから、その政治的、外交的な戦略という意味と、オーナーシップという、

オーナーシップというのはもちろんあるべき姿であります。これはあくまでもある国を支援するとなった場合の話であり、私はよく法的体力と言いますが、対象国の法的体力も高い・低いによりまして、我々の対応の仕方がそれは当然違ってくるというようなことを、それがどういう場合にはどういう手法があり得る、どういう場合にはどういう事情がある、これをいわばシステムタイズしていくという、その努力はすべきだろうと思います。それはでも、やはり千差万別になるわけですから、対象国ごとに事情があるので、その事情をきちんと汲み取って行って、やるということであれば、こちらに戦略があったとしても、むしろ我々のやる戦略の中に、オーナーシップの尊重というものがきちんと組み込まれているという関係になるのではないかなと思っています。私からは以上です。

庄地美菜子：

森永部長、ありがとうございました。

次の話に移りたいのですが、予想外のことが起こった時に、どうするのかということもある意味「戦略」だと思えます。昨年度からのコロナウイルスの蔓延というのは本当に大きな影響で、これもまったく予想外のことだったのですが、これについてどのように臨んできたかということについて、小松先生お話しいただけますか。

小松健太 JICA 国際協力員・弁護士：

庄地さん、どうもありがとうございます。今回はこのような場にて錚々たるメンバーの中で発言の機会をいただき、大変光栄に思っております。

それでは非常時に関する戦略について述べたいと思いますが、私は2014年から2017年まで、あとは2019年からその後はミャンマーにおりましたので、現場の経験も踏まえながら申し上げることができたらと思っております。まず1つ目は、コロナに限らず、今現代社会は予測不可能で、複雑な社会になってきていると思います。もちろんコロナやクーデターなどの負の影響もありますし、逆に、例えば2011年以降のミャンマーなどの、カギカッコになってしまいましたけど「民主化」というように正の影響を及ぼすものもあります。そのような場合に、どのように法整備支援が対応できるかということについてですが、やはりそういう時代、あとは技術の革新などもあります。中央といえますか、日本側で計画をきっちり細部まで詰めて、それを現場で実施することというのがどんどん難しくなっているのかなというふうに感じます。規模は小さくとも、例えば迅速で柔軟に対応し、その小さく始めて規模を拡大し、インパクトを大きくすることがやはり求められてきているのではないかと思います。そのために何ができるかということですが、まずは日本側では、やはり進むべき方向をちゃんと示していくことが大事だと思います。柴田課長からも司法外交の話がありましたが、普遍的価値や多様性、第1部でもお話があったと思いますが、民主主義、基本的人権、個人の尊厳を大切にするよというようなことをまずは打ち出し、それに向かってどのようなストーリーが作れるかということを考える必要があるのかなと思います。個人の尊厳の下には法の支配があり、法の支配の下にはいろいろありますけれども、例えば

証拠によって裁判をすることが必要で、そのためには、事実認定の訓練をやるといったそのようなストーリーのチェーンをきちんと説明できることが大事なのかなと思います。もちろん普遍的価値の話、表現の自由などの話もあると思いますけど、そういうストーリーを作っていくって提示し、相手カウンターパートに認めてもらうということが大事だと思います。それが結局、森脇先生が基調講演で示された、中国の台頭に対してどういうふうに対応するべきかという答えになって、やはり民主的で法の支配の行き渡った世界の方がいいよねということになるのではないかと思います。また、やはり迅速に物事を動かす必要もあるので、外部リソースへの調達の手続き等を簡素化、迅速化するというのも大事だと思います。

コロナについては、これは午前中の活動報告でもご報告があったとおりですが、支援の方法にいろいろな変化があります。もちろんオンラインツールやITツールの活用などがあり、オンラインの研修というのが、行われているようになっています。ビデオ教材についても、ミャンマーでは調停のビデオ教材を稲葉先生の協力も得て作ることができましたし、UNA FE IさんやICDさんにご協力いただいて、刑事訴訟や民事訴訟などの教材も作って活用されているというふうに聞いています。本邦研修については、対面の研修ができなくなったことはデメリットですけれども、反面、スケジュールの柔軟性を活かして、講師の方に時間や場所を気にすることなく参加していただくことができたり、あと、ICD教官は元々日本にいらっしゃいますが、その方に現地の活動にも参加していただくなど

ということができるようになりました。創意工夫ができるような時代になってきたのかなと思います。ただ課題として、現地にいる重要性というのは、やはり変わらず、向こうのニーズを把握したり、人間関係を構築したり、そういう意味で現地にいる方というのはやはり重要なのかなと思います。あともう1つ考えなくてはいけないのは、やはりコロナの影響を受けた、より深刻な影響を受けた層、ジェンダーの問題であったり、あるいは労働者の問題であったり、そういう方々に対して何ができるかということです。今まで法整備支援で行っているものは、裁判、紛争解決を受動的に解決するというようなことで、これは仕方がないと思いますが、そこにメインというか、そこがやはりターゲットになってしまっているので、それだけではなく、脆弱層の方々にどうやってアウトリーチするかみたいなことを考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

それで、ミャンマーの状況について鮎京先生からご質問がありましたが、コロナの影響で、去年の4月からは専門家がずっと帰国しており、それ以来遠隔で活動を進めていました。2月のクーデター以降は午前中の報告であったとおり、実質的な協力ができていない状況です。今後の支援については、これはもうODA全体に係る方針ですので、日本政府、外務省が検討しているという状況になっています。鮎京先生から問題提起があった点について個人的な意見にはなりますけれども、補足させて頂きたいと思います。まず、やはり法の支配、民主主義に対する影響がどの程度なのか、これからどのような影響が生じるかということは考えないといけないと思います。現状

はかなり深刻な状態だというふうに思います。また、考えなくてはいけない2点目は、政権の正当化に力を貸すことにならないかどうかということ、考慮すべきことなのかなと思います。ミャンマーの国軍政府というのは、憲法に則ってやっていると言っておりますが、それは中々正当化が困難ではないかという意見が強く、国軍の正当性を支えているのは実効的な支配であり、そのような実効的な支配に力を貸すようなことは良くないのではないかと思います。あともう1つは、このODA全体の裨益者であるミャンマーの人たちの声を無視しないということです。限られた調査しかありませんが、ミャンマー企業で働いているミャンマー人の声などは、報道等がなされているので、そういうことを考慮することは必要なことなのではないかというふうに考えています。一般的に、民主主義の確立への道というのは上がったたり下がったり、いろんな道もあります。民主主義や人権の保護に懸念がある国も法整備支援の対象になっていますが、だからといってやらなくてもいいというわけではなく、民主主義の理念をきちんと持ってそれを達成したいという考えを持っていることを先方と共有して対話をしながら案件を進める、活動を進めるというのが大事なのではないかなというふうに考えています。

庄地美菜子：

小松先生、どうもありがとうございます。ここからは質疑応答の時間に入りたいと思います。このパネルディスカッション2に関連する質問をたくさんいただいているのですが、せっかくですので、パネルディスカッション1の先生方にも入ってい

ただき、いただいた質問にできる限りお答えしていただきたいと思います。パネル1の先生方もカメラをオンにして入っていたらと思います。

本日は海外からもオンラインで多くの方にご参加いただいております。まず、マレーシア犯罪防止機構の方からご質問をいただきました。質問内容をこちらで和訳したものを読み上げます。

地域的な包括的経済連携協定RCEPは歴史的に最も大きな経済協定とされています。RCEPや環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定が構成されることで、中国と日本の周辺における東アジア諸国間の統合に影響が及んでいます。自由貿易に関する国々の利益に矛盾する不均衡な貿易協定が再びもたらされないよう、ICDの将来的な関与は重要さを増しています。ここで質問ですが、国内法を起草・改正し、法制度司法制度を改善し、RCEPのニーズに適合するための地域法律専門家のキャパシティビルディングを行う国々の地域貿易、社会経済的利益の均衡をとるに当たってのICDの将来的な役割は何でしょうかということで、ICDへの質問をいただきましてありがとうございます。これについて森永部長お願いします。

森永太郎：

ありがとうございます。非常に良い質問でして、例えばRCEPとかCPTPPですね。これはかなり多くの国々が、自国の法整備の程度と言いますか、体制と言いますか、私もよく言う法的体力の上下に関わらず、イコール基本的には平等な立場でこれを締結し、互いに経済交流を図るということになりますので、そうなりますと、や

やはりどうしてもそのメンバーの間で強弱、つまり、やはり強い者と弱い者、法制度が整っているから有利なところと整っていないために上手くいかないという国が出てきます。ですから、そういう意味では、そういう経済協定の中、若干法的体力の弱い国が不利益を受けないように助けてあげるといのは、基本的に我々のとるべき姿勢ではないかなというふうに思っています。ただ、もちろんそれは何度も申しますように、要請主義もありますし、こちらから出ていってどうですか、こうなさいというわけにもいかないもので、しかも国内の利益、国のインタレストとその地域のインタレストのバランスをとるといのは、基本的にはその国の非常に大きな政策の問題ですので、その部分はまさに国々がお決めになることですが、ただその場合に法的にはどうしたら一番いいのだろうかというアドバイスを差し上げるというの、我々のできる事ではないかというふうに考えています。

庄地美菜子：

ありがとうございます。では、次の質問にまいりたいと思います。これは複数の方からいただいているご質問です。法整備支援の今後の展望、具体的に対象国を増やす可能性や、その他のこれまでやってない地域に対する支援に対する実情などについてのお考えなどを教えていただければという質問を多くいただいています。この点について、小松先生いかがでしょうか。

小松健太 J I C A 国際協力員・弁護士：

ありがとうございます。法整備支援の実施と言いますか、政策の立案というの、

もちろん J I C A だけで決められるわけではなく、日本政府全体で決められることです。もちろん開発協力大綱であったり、S D G s、あとは自由で開かれたインド太平洋といった日本の大きな政策と、個々の国々の状況やニーズなどを勘案しながら、決定されています。

最近の動向から言うと、バングラデシュやスリランカなどで国別研修という、小規模な案件は増えつつありますので、広がっていく可能性はあるといえるでしょう。アフリカについては、午前中の J I C A の小林さんの報告でもあったとおり、現在、ビジネス関係、司法アクセス関係の調査を実施し、案件の発掘につながるような取り組みを進めているところであります。もちろんコロナの影響で中々難しいところがあったりしますが、例えば司法アクセスの方では、やはりインフォーマルな調停というのが、かなりアフリカの農村、村々では果たす役割が大きいということは判明しております。調停については、私が紹介したミャンマー以外にも、もともとモンゴルやインドネシア、バングラデシュと、いろいろな国で調停の案件はやっておりますので、そのような今まで法整備支援でやってきた活動を広げるというのも1つの案としてはありえるのではないかと考えております。

庄地美菜子：

ありがとうございます。今の点に関連して、もし付け加えがあれば、柴田課長、お願いできますか。

柴田紀子法務省大臣官房国際課長：

大丈夫です。

庄地美菜子：

ありがとうございます。続きまして、森
 嶋先生宛てに質問をいただいています。ご
 講演でおっしゃっていたとおり、法整備支
 援は国際的な政治情勢や多国間関係も踏ま
 えて行われるものだと思いますが、アジア
 太平洋における米中の競合対立は、今後の
 日本による法整備支援にどのような影響を
 与えるとお考えでしょうか。

森嶋昭夫名古屋大学名誉教授：

先ほどからのディスカッションの中で、
 戦略や評価といった言葉が必ずしも同じ意
 味内容で使われていないように思います。
 森永さんがおっしゃるように、一般的にも
 いろいろな使われ方をしているので、私の
 今朝の基調講演との関係で、法整備支援に
 おける「戦略」と「評価」について、申し
 ます。まず、「戦略」です。最上位に、O
 DA大綱に基づいた法整備支援事業全体の
 戦略があります。その下位に、被支援国別
 の支援目標と活動方法を定める国別戦略が
 あり、さらにプロジェクト毎の戦略もあり
 得ます。先ほどの松尾先生の国ごとの順位
 付けは、国別戦略に位置付けられると思い
 ます。これまでも、時代の変化に伴い、O
 DA大綱（法整備支援政策）は変化してき
 ました。今後は、米中関係の緊張化から、
 ODA全体の戦略だけでなく、被支援国に
 対する支援戦略も変わってくる可能性があ
 ります。ODA予算も現時点では大きく法
 整備支援に影響していないようですが、今
 後、予算縮小が戦略に影響してくることも
 あり得ます。最上位から下位に至る各層の
 「戦略」は、これまでも世界や被支援国の
 状況に対応して常に変化しており、柴田さ
 んのところの法整備支援司令塔が、今後の

諸状況の変化を見通しながら、ODA大綱
 に則って最上位の「戦略」（法整備支援事
 業全体の戦略）を策定・改定し、被支援国
 毎の「戦略」（国別・プロジェクト毎の戦
 略）については、JICA、ICDが策定
 することになるのだと考えます。

次に、「評価」です。法整備支援事業
 は、商品の生産売買をしているのではなく、
 大学で研究しているのではありません
 から、商品が何個売れました、論文をいく
 つ出しました、という基準で評価する訳に
 はいきません。立法支援をしたからといっ
 て、その法律が実効性を持つかどうか、
 その国の経済社会にどの様に貢献するの
 か、先ほどから言われているように、評価
 は非常に難しいです。指標を作ったとし
 て、国によって状況が異なりますから、指
 標を機械的に当てはめて評価しても意味が
 ありません。JICAは、これまで、コン
 サルなどに依頼して、他のJICA技術プ
 ロジェクトと同じ評価方法によって評価し
 ていますが、私には違和感があります。私
 は、これまでにいくつかの人文系の研究機
 関で第三者評価をした経験がありますが、
 いずれも、その研究機関の専門分野の各種
 専門家が専門分野の特殊性に応じた評価方
 法を案出しながら評価をしていました。戦
 略のところでも申しましたが、法整備支援
 の戦略は、時代により、国により、異なり
 ます。評価もそれに応じた方法を考えてい
 かなければなりません。やればできます。
 できるが難しい。皆さんで考え、2020
 年以降の新たな時代の変化にチャレンジし
 ていくことが大事だということを最後に申
 し上げます。ありがとうございました。

庄地美菜子：

ありがとうございます。すいません。先ほどから挙手していただいています、坂野先生、ご発言いただけますでしょうか。

坂野一生カンボジア王国司法省アドバイザー：

ありがとうございます。今、森嶋先生が言われたこと、それからパネル1で矢吹先生が言われていたこと、それから小松さんも言われていたことと関係するんですけども、今回の連絡会には、日本からだけではなく、日本以外の方もご参加されているということで、法整備支援の支援という側面だけではなく、もっと根源的な、法律を起草や運用、それを使うための人材育成ということについての課題を申し上げたいと思います。

先ほどから出ている民主化、法の支配やガバナンスというような、普遍的な価値を共有し、それらを醸成していくというような環境が、国や地域によっては、もしかしたら充分ではないという場合がよくあります。先ほど例に出たミャンマーは、その問題が非常に極端な形で出た場合だと思いますが、そこまで極端でないまでも、そういった環境が十分ではないという場合に、ルールを作ったり、それを使ったりする活動、それからそれを使うための人を育てるという活動を行うための前提条件ともいえるべき環境をどのように形成していくかということについても、やはり併せて考えていかなければいけないと思います。

例えば、法律には確かにこう書いてあるものの、実際には異なる運用がされている状態を致し方ないというような認識が支配

的であるような場合、とりわけそのような認識が、法律を使うことあるいは作ることに携わっている人間の中での共通の理解であるような場合は、やはり法整備に関わる我々にとっても課題とすべき問題だと思います。そういった場合に、その中でルールを作ったり、あるいはそのルールを使うことを支援していたり、あるいはそれを使うための人材を育てていくということは、一見すると、そういった活動を行うための前提がないと理解されることもあり、JICA的なプロジェクト形成の論理では、いわゆる外部環境ということで、それがなければプロジェクトの目標はそもそも達成できないというような見方もあるかと思えます。しかし、実は、法の支配やルールを守ることというのは、それを前提としてルールを作るという単線的な発展の条件ではなく、やはりルールを作ったり、それを使っていったりする中で醸成されていくべきものだともいえますので、その点につきまして、単に法令を作るあるいは使うという支援をするだけではなく、先ほど松尾先生がルールを作るためのメタルールという話をしましたけども、ルールを守るあるいはルールを使っていくためのメタルールというものの醸成というものを合わせて考えていかなければいけないのではないかなと思います。以上です。

庄地美菜子：

坂野先生どうもありがとうございます。時間になったのですが、最後に1問だけ大変重要なお質問をいただいていますので、これで最後にしたいと思います。これについてはぜひICCLCの大野理事長にお答えいただきたいのですが、大野理事

長、カメラとマイクをオンにお願いできますでしょうか。いただいた質問は、法整備支援事業への日本企業の具体的関与の状況、課題、実施側等からの期待等について教えてくださいというものです。よろしくお願ひいたします。

大野恒太郎公益財団法人国際民商事法センター理事長：

日本企業は、アジアの民商事法の関係でユーザーの立場に立つわけで、切実な関心を持っておられるところが多いと感じています。そして、そのような立場から意見を述べて、法整備の現場に反映してほしいというニーズがあると理解しています。1つ例を申し上げますと、先ほどのICCLCの業務紹介のところでも申し上げましたが、日本に來られている法整備の外国当局者と、日本の企業や法律実務家との間で意見交換を行うことが重要だと考え、2019年秋にインドネシアの法務省の方が來られた時に、そうした意見交換会を実施しました。インドネシアで、日本の企業が直面している様々な法的な問題について、一部苦情に渡るところも含め率直な意見を述べていただきました。インドネシア側からは、事前に質問の内容をお伝えしていたこともあり、真摯で内容のあるご説明がなされました。こうした意見交換は、法整備が外国の企業等にとっても非常に関心の高いものであるということを当局者に理解してもらおう上でも、非常に役に立ったというように考えております。外国当局者のご担当であるとか、あるいはそのランク等によって、日本の企業側と意見交換をするにふさわしい場合というのは限られるかと思ひますけれども、今後も適当な機会があ

れば、ぜひICDとも相談して同様の企画を実施していきたいと考えております。また、私ども財団の会員企業から法整備に関する要望や意見があった場合には、ICDを始めとする当局の方にこれを繋いでいきたいと考えております。ありがとうございました。

庄地美菜子：

大野理事長、どうもありがとうございました。それでは、まだまだ質問をたくさんいただいているのですが、時間ですので、質疑応答の時間を終わりたいと思ひます。質問を寄せてくださった参加者の皆様、どうもありがとうございました。

閉会挨拶

大野恒太郎公益財団法人国際民商事法センター理事長：

今回の連絡会は、コロナ禍の下で、インパーソンとオンラインのハイブリッド方式により行われ、大変多数の方のご参加を得ることができました。直接お目にかかってお話ができないというのは残念でしたが、その一方で、オンラインによりますと場所の制約を超えて多数の方のご参加をいただくという利点もあり、これはポストコロナにおいても大いに参考になるのではないかと考えております。

今回のテーマは、法務総合研究所国際協力部創立20周年を記念して、これまでの法整備支援の軌跡を振り返ると同時に、今後の法整備支援のあり方についても意見交換を行うという、大変聞きごたえのある内容のものでした。あっという間に終了時間を迎えてしまい、時間が足りなかったとい

うようにも感じました。基調講演を行われた森嶋先生、パネリストの皆様方、そして連絡会の設営に当たった法務総合研究所の皆さんに厚く御礼を申し上げます。法整備支援は、今や我が国の司法外交戦略の中で確固たる地位を占めております。若い法律家の中にもこれを希望する者が増加している状況にあります。これは先覚者の方々の先見の明とここにおられる皆様方のご尽力の賜物であり、改めて敬意を表したいと思います。

さて、本日の連絡会においては、これからの法整備支援について、様々な意見が開陳されました。法整備支援が開始された時期と現在とを比較いたしますと、アジアの法制度をめぐる環境には、極めて大きな変化を生じています。当時のかつての社会主義経済を市場経済に転換して行くための法整備の重要性が強調されたのですが、その後、中国を始めとするアジア経済は目覚ましい発展を遂げ、今や欧米の先進国にも迫る勢いを示しています。そして、急激なIT化の進展は、人々の生活や社会経済のあり方を抜本的に改めつつあり、そうした分野ではむしろ中国等の方が我が国よりも先に進んでいるというような様相すら呈しています。そのような状況を背景に、相手国が求める法整備支援の内容も、基本法の整備だけではなく、知財制度の整備等を含め、より実務的、今日的なテーマを含むようになりつつあります。先ほど、法整備支援の戦略については、様々な捉え方や議論がありました。現在、法整備支援について、国際間のドナーの競争も激しさを増している中で、我が国が法整備支援を実施して行く上で大切なことは、これまで高く評価されてきたいわゆる寄り添い型支援の長所、

経験を活かしながら、同時に相手国の具体的なニーズに応じて、作業の順序に配慮をしながらも、より柔軟で迅速な対応を行うことも必要とされるだろうと考えています。これに伴って、我が国に求められる法整備支援の方法も、日本がかつて欧米の法制度を継受したその経験に基づいて相手国を指導するというものから、急速に発展するIT分野などを中心に、新たに生じている法的問題への対処を相互に研究し、協働する、つまり日本側も学んでいくという双方向的なものへと、次第にそのウエイトを移して行くように思われます。

また、その担い手も官と民が、もちろん学者の方も含めて、協働していくことが重要です。法整備支援ということで、法律制度、公的な立法に関わる以上、官側の対応が不可欠であることは明らかですが、さりとて、裁判所あるいは法務省というような役所の持っている人的リソースだけで対応する事は不可能です。したがって、今後は官民が一層、相互乗り入れというようなことも含めて、協力して対応していくことが肝要であり、それが従来の例えば、裁判官、検察官、弁護士というような縦割りの固定された役割を超えて、もっと新しい国際法務にも関わるキャリアパスを創造していくということにも結びついていくことを期待しています。

なお、法整備支援の対象国につきましては、先ほどから出ておりますミャンマーのように、民主主義や人権、あるいは法の支配を揺るがすような事態も生じており、憂慮を禁じ得ないところです。また、中国については、香港や新疆ウイグル自治区をめぐる問題等が国際的に懸念されています。そうした状況を受けて、法整備支援をめ

ぐっては、様々な考え方があり得るだろうと思います。しかし、社会経済の基盤である法制度の整備は、いわば百年の大計であり、本来息の長い事業です。したがって、私たちとしては自由あるいは民主主義、人権、法の支配という基本的な価値について、その立場を堅持しつつ、可能な範囲でなお地道に法整備支援の取り組みを続けていくべきだと信じております。

最後に、法整備支援が今後もアジア各国における法の支配の確立や法的相互理解の発展を通じて、我が国を含む国際社会の安定と繁栄に資することをお祈りし、本日の連絡会に参加された皆様方にも一層のご尽力をお願いして閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。